

令和7年 第2回 東彼杵町議会定例会会議録

令和7年第2回東彼杵町議会定例会は、令和7年6月10日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	大安 義和 君	2 番	児玉 隆行 君
3 番	構 浩光 君	4 番	吉永 秀俊 君
5 番	尾上 庄次郎 君	6 番	大石 俊郎 君
7 番	口木 俊二 君	8 番	浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

な し

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	山口 厚 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	産 業 振 興 課 長	小林 竹哉 君
税 財 政 課 長	楠本 信宏 君	建 設 課 長	森 英三朗 君
長寿ほけん課長	前平 英利 君	水 道 課 長	岡木 徳人 君
こども健康課長	氏福 達也 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
町 民 課 長	山下 勝之 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	井上 晃 君	主 任 書 記	梶川 美穂 君
--------	--------	---------	---------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問

6 散 会

開 会・開 議（午前 9 時 29 分）

○議長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 2 回東彼杵町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから諸般の報告をします。

はじめに、議長報告ですが、皆さんのお手元に配付しておりますので、朗読は省略します。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が提出されておりますが、朗読は省略します。

次に、陳情第 1 号「国に対し、『刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書』の提出を求める陳情」は、配布のみとします。

これで、諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告をお願いします。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。

本日、ここに令和 7 年第 2 回東彼杵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして誠にありがとうございます。

今議会におきまして条例の制定 1 件、条例の一部改正 6 件、補正予算 3 件、工事請負契約 1 件、請負契約の変更 1 件、任命 1 件、選任 1 件、報告 17 件をお願いをいたしております。何卒慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

はじめに、梅雨に入りました当初から九州地区は大雨となっておりますが、本町では 9 日の日雨量最大が、日雨量計ですね、日雨量計が 33 mm でございまして、町の時間雨量最大でございます。10 日の最大雨量が 6 時から 7 時までの間が 26 mm ということが最大になっているところでございます。午前 9 時までの合計雨量が 87 mm となっているところでございます。

今後も土砂災害警戒情報等を注視しながら対策をとっていかねばならないと考えているところでございます。

それでは、配布をしています資料の中から主なものをご説明いたします。

3 月 25 日、長崎県河川国道事務所長が来庁されまして、要望いたしておりました国道 34 号のセンターラインや右折ラインの表示について説明を受け、すでに完了いたしております。

3 月 28 日、西九州させば広域都市圏協議会がハウステンボス内のホテルヨーロッパで開催され、来場されるお客様の各市町への周遊を企画し、滞在日数を増加させたいとの説明を受け、今後企画立案を行い具体的な協議を進めてまいります。

4 月 22 日、鉄道建設・運輸施設整備支援機構より来庁され、西九州新幹線関連の事務所が縮小され、今後は、北陸・東九州・四国・北海道新幹線の方に注力されるとの話でございました。

5 月 9 日、オランダ王国大使館のバス・ヴァルクス氏が来庁され、シーボルトの絵師である川原

慶賀が描いた江戸時代の彼杵港の絵画がライデン市にあるオランダ王国博物館に展示しており、そのレプリカをお願いしているところでございます。

オランダにはそのぎ抹茶を輸出しており、テーブル茶道もオランダでしていただきました。今回の大阪・関西万博でもオランダ館で、彼杵・千綿小の児童が来場されるお客様にそのぎ茶の接待が計画されているところでございます。

5月16日から5月18日、彼杵茶市が行われ、来場客の総計が約2万7000人、昨年度より約1,000人減となっておりますが、これは当初の天気予報が雨模様であり、大きな要因になったかと思っております。それにもかかわらず多くの方々に来場いただき大変感謝をいたしているところでございます。主催していただきました東彼商工会の皆さま方、そして、ボランティアとしてご協力いただきました皆さまに重ねて感謝申し上げます。

私が思うに、特別町民の方やサポーターの方とお話をさせていただきましたが、皆さんが注目していただいているのはやはり日本一のそのぎ茶だそうでございますので、更なる知名度の向上につなげていきたいと考えているところでございます。以上で行政報告を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、町長の行政報告を終わります。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（浪瀬真吾君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、大安義和議員、2番、児玉隆行議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（浪瀬真吾君）

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの8日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月17日までの8日間に決定しました。

日程第3 一般質問

○議長（浪瀬真吾君）

日程第3、一般質問を行います。

質問時間は執行部の答弁を含めて60分以内。制限時間の2分前には告知ベルを鳴らします。なお、質問、答弁ともに簡潔明解をお願いします。

順番に発言を許します。はじめに、6番、大石俊郎議員の発言を許します。6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

おはようございます。

今回は3問、質問をさせていただきます。

質問をいたす前に、今回、地方議会人5月号つちゅうのが各議員に配布をされております。その表題に「監視機能を発揮する議会へ」ということが大きく出ておりました。この監視機能つちゅうのはですね、議会議員が町行政をチェックする義務があります。

その監視機能つちゅうのは何のため行うかつちゅうと、地域住民の利益を守るため、議会として議員として大きな役目がございます。そういった視点に立って、今回3問を質問いたします。

まず、大きな1番目、町が推進している事業、工業団地、商業施設の進捗状況について

(1) 東彼杵町工業団地

開発事業者からの提案書提出期限は令和7年3月28日までとなっていました。

その後、議会や町民への情報提供は、一部地権者には行われておりますけれども、その他にはほとんどなされておられません。

その後の誘致進捗状況についてお尋ねをいたします。

ア、提出期限である3月28日の時点で、開発事業者から提案書は出されたのですか。

イ、出されたのであれば、開発事業者からの応募は何件だったのでしょうか。

ウ、その後、開発事業者は決まりましたか。

(2) 大型商業施設について

大型商業施設出店に関するイオンの役員会議は3月末と聞いておりました。その役員会議において東彼杵町への出店は決定されたのでしょうか。

次の大きな2番目の質問でございます。介護報酬不正請求事案について

5月23日の長崎新聞によると、東彼杵町は5月22日、介護報酬を不正に請求し受け取ったとして、東彼杵町蔵本郷の「つなぐ居宅介護支援事業所」を運営する「合同会社 grace」に対し、介護保険法に基づき、6月1日から6か月間、新規利用者の受け入れ停止と介護報酬を請求できる上限を通常の7割にする処分を発表したとありました。

その記事を受けてお伺いをします。

(1) この合同会社 grace の代表者はどなたでしょうか。

(2) この合同会社が設立された時期はいつでしたか。

(3) この合同会社は町の介護業務に関して、どのような業務を行っているのですか。

(4) この業務を行う上で資格免許は必要なのですか。

(5) この合同会社以外に町と関わっている同様の会社はあるのですか。

大きな3つ目、令和7年度小学校修学旅行について

東彼杵町小学6年生の修学旅行は、例年一泊二日で行き先は福岡県と聞いております。

今年度は、二泊三日で行き先は大阪市、大阪・関西万博を中心とした所と聞いております。とい

う内容の保護者説明会が開かれたと保護者の方々から聞き及んでおります。

下記事項についてお尋ねします。

(1)保護者説明会は、いつ、どこで、どなたが主催で実施されたのですか。

(2)保護者説明会には、6年生の保護者の方総数何名に対し、何名の方が参加されたのですか。

(3)修学旅行先を大阪市にされたのは、どのような理由だったのでしょうか。

(4)児童1名にかかる費用は、いかほどなののでしょうか。登壇での質問は以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、大石議員の質問にお答えいたします。

まず、大きな1番目の東彼杵町工業団地及び大型商業施設誘致の進捗状況についてお答えをいたします。

まず、(1)東彼杵町工業団地に関するご質問にお答えをいたしますが、1点目のア、開発事業者から提案書が提出されたのかでございますが、民間事業者が県に対して提案書は提出されたと聞いております。

次に、2点目のイの応募は何件だったのか、3点目のウの開発事業者は決まりましたかについてでございますが、現在、県において提案内容の審査中であり、県から審査の状況につきましては、応募件数も含めて結果の公表まではお答えできないと聞いておるところでございます。

この事業は、町主導で工業団地整備事業を進めることができないため、県に主導的な立場で参画していただくよう県知事、県議会議長宛てに要望書を提出し、県と連携して進めている案件でもあります。

優先交渉先事業者の選定手続きにつきましては、県に委ねているところでもあり、県において、外部有識者により構成する選定委員会の意見を聞くなど、募集要項に沿って必要な手続きを進めておられます。

状況について県に確認したところでございますが、審査スケジュールについては、当初の予定5月下旬の結果公表から若干の遅れはあるものの、現在、最終段階にあるので、結果の公表まで今しばらくお待ちいただきたいとの回答でございました。町としても、状況を随時確認しつつ県の発表を待ちたいと考えております。

なお、優先交渉先事業者が決定した場合、その後の具体的な協議につきましては、県、町、事業者の3者で行うこととしておるところでございます。

次に、2つ目の大型商業施設に関する質問にお答えいたします。

役員会については、随時開催されているようでございます。先方は本町での事案に限らず、複数事案を企業戦略的に進めておられ、現在も調整中とのことでございます。

工業団地の件と同様、この話につきましても、立地をお願いする立場の自治体でございますので、不用意な発言はすることではなく、誠意をもって対応することをお約束することが今、最も最重要であると考えておりますので、これ以上の答弁は差し控えさせていただきます。

次に、大きな2番目の介護報酬不正請求事案についてお答えいたします。

まず1点目の、代表者はどなたでしょうかということでございますが、行政処分を行った場合に

は、介護保険法及び介護保険法施行規則において、事業所の名称、事業所の住所、所在地を公表することが定められておりますので、代表者の氏名はインターネット上で検索することは可能でございますが、町内にお住まいの方でもあり、ご家族もおられますので、この場での回答は差し控えさせていただきます。

次に、2 番目の法人設立時期でございますが、令和 5 年 12 月 1 日の設立です。

次に、3 点目の、どのような業務を行っておられるのかについてお答えいたします。

要介護認定を受けた高齢者の方が、在宅で訪問介護や通所介護などの居宅サービスの提供を受けるために必要な居宅サービス計画書を作成する業務を行っておられるところでございます。

次に、4 点目の、資格免許は必要なのかについてお答えいたします。

従業者は介護支援専門員、事業所の管理者は主任介護支援専門員が必要でございます。

最後に、5 点目の、町と関わっている同様の会社の件数についてお答えいたします。

令和 7 年 3 月に居宅介護支援費の支給を行った同様の事業所は町内外 16 事業所なっているところでございます。以上、登壇しての回答を終わり、教育長に 3 項目目は答弁させます。教育長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

それでは、3、修学旅行についてのご質問にお答えいたします。

大石議員のご指摘のとおり、彼杵小は、昨年度まで、コロナ禍を除き福岡方面に一泊二日で行っておりました。

千綿小は、コロナ禍前は福岡方面に行っておりましたが、コロナ禍以後、壱岐に行ったのを除き、経費の関係で長崎市方面に行っております。

それでは、ご質問にお答えします。

1 番目の保護者説明会についてです。

保護者説明会は 4 月 18 日金曜日 17 時より、総合会館大会議室にて学校主催で行われました。

2 つ目の説明会へご参加された保護者の数です。

6 年生の家庭数は、千綿小 18、彼杵小 35、計 53 世帯です。参加された保護者数は、千綿小 16 名、彼杵小 26 名、計 42 名です。参加率は約 80%になります。

また、両校ともそれ以外に、4 月 25 日の授業参観後の懇談会でも説明をしております。また、6 月下旬の授業参観・懇談会において説明を予定していると聞いております。

3 つ目の大阪市にした理由ということですが、大阪市にしたというよりは、まず関西万博の国際交流プログラムにおいて、オランダ館で様々な国の方との交流活動。万博において世界の国々に触れる貴重な体験ができることなどを総合的に鑑み、教育的価値が高いと学校が判断した結果です。

内容においても、オランダ館でのお茶のふるまい、郷土愛をはぐくむ活動、外国人と英語でコミュニケーションを取るなど、これまでの学習を生かす場、探究的な学びを行う機会となることなどが挙げられます。

また、今回、町より修学旅行の経費を補助するという事も伝えられておりますので、それも決断の大きな理由だと思います。

付け加えるならば、今年度から千綿小・彼杵小合同で修学旅行を行うように計画をしております

たので、その1回目としてはふさわしいのではないかと判断したこともあると思います。

4つ目の費用の件です。

現在の計画、行程で実施した場合、児童1人当たり8万8980円になります。町から1人当たり経費の4万円を超える分を助成するというお話を頂いていますので、保護者負担は4万円になるのではないかと思います。以上、登壇しての答弁を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

それでは、1番目の工業団地及び大型商業施設誘致の推進状況からお伺いをしていきます。

まず、町長の答弁は、この大型商業施設については、まだ提案書も出されておるけれども、県の方から現状ではお答えできないと、細部はこれから県に委ねている。

しかしながら、5月末の段階だけれどもそれがまだ期限ありましたけれども、少し後ろの方に伸びて、最終段階にありますよと、こういう答弁でございました。

それを受けてですね、いくつか。

やはりこの工業団地、私は一般質問資料、この資料1をご覧ください。

これはですね、町長名でですね、ある地権者の方に送られた、手紙で送られてきたそうです。それを私に情報提供ありまして、これを見てですね、下の段の表があります。

これはまだ参考で開発想定スケジュール、想定スケジュールになっておりますけれども、こういうふうに着地取得から農地転用、こういうふうになっています。左の方に選定スケジュールとなってますね、結果公表が5月下旬と。これはもう本当は5月下旬になさなければいけなかったと思うんですけれども、これ予定でも何でもありませんよね。それがちょっと遅れている。

いずれにしても、いずれにしてもですよ、先ほど町長が言われたように、決まったら、発表できるようになったら、まず議会に、町民の方とかマスコミよりも先に議会に、同時でも結構なんですけれども、お伝え、臨時議会などを開いて、全員協議会などを開いて、お伝え願いたいなというふうに思います。

次の大型、最後の質問はそういうことですので、質問を省略させていただきます。

次、大型商業施設についてでございます。

この大型商業施設についてもまだまだ3月末と決まったけれども、会社の色んな事情があるんでしょう。トランプの関税が上がったとか、いろいろ色んな、様々な企業の状況がございますから、決心がついておられないだろうと。そういったことで調整中ということでございますので、これも多くは質問いたしません、これもですね、決まった段階で、先ほどの工業団地と同じように早く私たち議会にご連絡をいただきたいと思います。

この後の大型商業施設推進状況を私たち議会も注意深く見守ってまいりたいと思います。

一番、私今回一番質問したかったのはこの大きな3番目です。修学旅行、今から教育長にいろいろとお伺いをしてまいりたいと思います。

まずですね、質問、一般質問資料2がございました。ですね。この資料2をもとにいくつか質問を展開していきたいと思います。

主な行き先は、先ほど申し上げました大阪・関西万博ですね。その旅行行程表がページ2ページ

にあります。ページ2 ページを開いてみてください。

2 ページの上段、日次 1、9 月、1 日目の 9 月 10 日の午前中はですね、彼杵児童体育館を 7 時 30 分に出発、貸切バスで長崎空港に移動。そしてですね、よく見てください、11 時 30 分ごろに万博のオランダ館に到着予定となっておりますね。午前中は大体移動で終わりです。

午後、午後を見てください。ここに打ち合わせ及び打ち合わせ予行練習となっておりますよね、16 時半まで。この打ち合わせ、予行練習はどのようなことをされるのですかね。ちょっと簡潔に説明していただけますか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

ではお答えいたします。

この時点で私が学校から聞いている状況によりますと、当初は、この時に向こうでそのぎ茶を実際に点ててテーブル茶道みたいな形でお茶をふるまう。そのための、子どもたち初めて会場に行きますので、そのために場を見て 1 回練習をするという予定を学校が考えていたみたいですが。実際には当日はもう会場を見る程度のことしかできないんじゃないかという話を聞いています。

ですので、オランダ館の方に一度行って全体の会場の様子とか雰囲気味わってイメージを掴んだ後に、オランダ館の他の館内の中を見学をしたり、他のパビリオンの所を見学をするというような話を聞いております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

そうしたら、この予定表がちょっと変わってきたということになりますね。

で、ですね、状況を見て変えられることは大いに結構なんですけれども、保護者の方々は、先ほど説明会の時に受けた資料、この資料に基づいて理解をしておられますね。授業参観に参加された方は別にして、保護者説明会に参加された約 80%の方々はそういう理解をしておられるわけですね。

で、ですね、ちょうどその頃、同僚議員がですね、大阪・関西万博に私費を投じて行っておられます。オランダ館にも当然足を運ばれました。その時の動画を各議員全員に対して送っていただきました。

その動画を拝見したらですね、もう東彼杵のエリアものすごい狭いです。他に色んな各市町村とか県とかの展覧会のあれがいっぱいあって人ももう錯綜しておりました。とてもとてもお茶をふるまうようなオランダ館の中にはありません。

で、お茶をふるまうとしたら、オランダ館の中ないとすれば、どこでお茶をふるまうと考えておられるのか、その点教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

私もちょうど当時彼杵小学校の校長の下見に行っております。

その様子を聞いた時点では、その会場は非常に素晴らしい会場の雰囲気だったと。ちょっと私もそのお茶をふるまえるほどの広さがあったかどうかというのは確認はできておりませんが、私が打ち合わせとか、小森さんから聞いた話の中ではそういう形ができるという話を聞いております。

会場についてですね、もう1回そこら辺については今後こちらの方でも確認をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

ちょうど同僚議員も動画を撮ってきておりますので、後で教育長、見せていただいて研究されてください。これは行った同僚議員のコメントですよ、とても中ではお茶をふるまうことは難しいんじゃないのかなと。屋外、入口辺りである。そうすると、入口辺りは9月10日11日、そうですね、10、11日となると、もう真夏ですよ。日陰がある場所があるのかっちゅうとなかなかない。そうなってくると、今度は入口でお茶をふるまうっちゅうのもなかなか熱中症とか関連で厳しいのかな。

だから、もう少しこの辺を、会場、オランダ館の中の会場、そういったところを情報収集されて、本当にそういうことを具体的にどうやったらいいのか、よく研究をされてください。

次の2番目の質問に行きます。

今度は9月11日の行動予定です。また質問資料の方を見てください。

9月11日ですけれども、ホテルをですね、8時ごろ徒歩で出発。十三駅に移動。そして大阪梅田駅、本町駅と乗り継いで夢洲駅に到着。そして夢洲駅から徒歩で万博会場に10時頃到着となっています。約2時間の徒歩及び電車移動、それも頻繁にある電車乗り換えとなっております。

参加児童数は54名と聞いております。引率される先生は7名となっております。

先生1名につき約7名から8名の児童を掌握しながらの電車移動、この電車移動、乗り換えも頻繁、児童が迷子になったりする恐れも十分考えられる。その対策について教育長の対策を説明していただけますか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

今の2日目の行程の件です。

移動についてですね、ちょうど十三駅から会場までということの、この時間帯もですね、かなりちょっと心配な点が教育委員会としてもありました。

保護者の方もですね、複数ちょっと心配な点を、お声を聞いて不安に思われているという方もお聞きをしたこともあり、学校の方にここは安全を再考する必要があるんじゃないかということを伝えております。

ですので、今回この部分の移動に関してはバスで移動します。バスを貸し切っています。ですから、若干一緒に付けて、資料で付けていただいている見積もりの部分の料金がですね、バス代が入った部分で私が先ほどお答えした部分と違いがちょっと高くなっているのはその理由です。

これで移動に関してはかなり安心が保たれるんじゃないでしょうかと思っております。

先ほどの会場の件なんですけれども、同僚議員さんが見られたということで、ちょっとお話をお聞きしたところ、フェスの会場じゃなくて、オランダ館の会場がやっぱり狭かったという。

確かにフェスの会場は狭かったということだったんですが、オランダ館の会場は、打ち合わせを私もオランダ館でさせていただいた時には、ある程度の広さがあった会場だったんですね。若干、ただ全ての子どもたちができるっていう広さでなかった。その図だけを見せられた時にですね。なので、グループを2つに分けて行うという形にいたしております。オランダパビリオンですね。オランダパビリオンの中で行うということを聞いています。ある程度の広さがあると思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

移動、もう電車移動からバスに今切り替える。予算化。賢明な変更だと私も思います。

そうしないと迷子になるリスクがですね、極めて高いですね。誰か言っていました、もうロープでも数珠繋ぎして連れていかんと迷子になって、もう錯綜する満員電車の中を次の列車を降りる時期を失敗したりとか、そういうことがありますので、なかなか観光バスにされたのは正解だったのかなと思います。

先ほどのオランダ館、東彼杵の部、場所はちゃんと東彼杵と出ていました。オランダ館の中の東彼杵のステージですから、後で是非ですね、同僚議員から見せていただいて、非常に参考になるかと思えます。よろしくお願いします。

次、もう1つ、レジメ資料のですね、1 ページに戻ってください。

1 ページに戻ってもらって、次、大きなタイトルの3 番目、旅行費用についてということでちょっと教育長にお尋ねしていきます。

教育長は町から出ると言っておられましたけれども、町からではないですね。

これはですね、私もここにレジメ資料に書いてあります万博国際交流プログラム、これによって向こうで事業やる方に対して交通費・宿泊費あたりのお金を2 分の1 支援することができると、このように記載されております。ですね、この中に。で、最大、最大原則子ども中心として960 万円が上限であると、このように。これを基にして2 分の1 の補助が出る。それは補助ができたならレジメ資料でいくと8 万6000 円、総合計掛かるんですけれども、そのうちの半分4 万3000 円ぐらいを国が補填をする。こういう計画になっている。これを活用して大阪・関西万博に子どもたちを行かせようと。こういう小森地域プロジェクトマネージャーの発案だったんじゃないかなと私は想像をしております。

で、ですね、この費用の2 分の1、その補助、交通費・宿泊費等、全てこれ含まれると考えてよろしいんでしょうね。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

当初、私の教育委員会の方にですね、話がまず来た時に、相談があった時にですね、今大石議員がおっしゃったとおり2 分の1 の方が内閣府の方から出るという話を聞いておりまして、ただ、

万博に関連することの経費だということですので、交通費・宿泊費、その移動に、万博館に移動するまでの経費ということについては出ますというお話を聞いてましたので、できるだけその万博関係のメインな行程を組んでいると理解をしているところです。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

ではですね、去年の修学旅行博多の場合、博多の場合、保護者の旅行費用負担額はいかほどだったんでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

去年の彼杵小学校の福岡の一泊二日の修学旅行の経費は、約 2 万円です。

ちなみに、千綿小学校は 2 万 5180 円です。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

彼杵小の場合は博多で 2 万円。ということは、大阪・関西万博なんて約倍、保護者の負担が増えてるわけですね、もう。ですとですね、保護者の方々も色んな家庭がおられますから、その自分の子どもの修学旅行費を積み立てのある程度準備期間、これも必要です、積み立てていかなきゃいけない。

保護者の方々は、例年博多っていうことを想定をして 2 万円ぐらいで済むだろうなということを想定して積み立てておられたと思うんですよ。それが約倍額になってくる。

そしてですね、一泊二日の旅と二泊三日の旅じゃ持っていく旅行用ケース、そういったところも嵩んでまいります。

そういった、こういうことを踏まえますとね、保護者の負担が結構簡単に準備できる家庭ばかりとは私は言い難いと推察しているわけでございます。

で、ですね、これ大阪・関西万博のこのレジメ資料をもらった時に、保護者説明会 80%の方が参加された時も大阪は断りました、いや、博多は断りました。博多旅行は断りました。もう大阪・関西万博方面、向こうを主催で決定ですという説明であった。決定。

とすると、保護者の方は意見を申し述べようはないですよ。この決定される前に、こういう構想があります、保護者の皆さんいかがでしょうか。こういった、保護者の方に決定される前に意見聴取、あるいはアンケート調査、どちらでも結構なんです。されるべきだと思うんです。こういったことはされたんでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

確かに、大石議員がおっしゃるように保護者の方にとってはやや高いと思われたんじゃないかなと思います。

その点についてはですね、私もその見積もりを見た時点では教育委員会でも思ったより高いなという印象を受けたのは事実です。

ただ、学校としたら教育的意義的に関西万博で行くのににおいてまず旅費を抑えるためには新幹線、又は船ってということになります、せっかく行くのであれば、やはり関西万博で活動をさせたい、教育的なものを深めたいということの結果だろうなということを改めて思っているところです。

高いという感じのことを思われているというのを私もそういう方もいらっしゃるんじゃないかなというのは懸念を持っております。

ただ、逆に二泊三日で関西の方に万博に行かせてもらってありがとうございますっていうのを、いい機会を頂いたと思っておりますというお声を聞くこともありますので、ここについてはですね、やはり保護者の方についてご理解を深める、大石議員がおっしゃったように、ちょっとお金の徴収する期間を区切って伸ばすとか何回かするということは今後必要になるんじゃないかなとは思っております。

また、先ほどおっしゃったアンケート調査とか説明ということについてのご質問ですが、この話がまず教育委員会の方に来たのがですね、11月です。それから11月中旬にですね、学校に話をし、是非話を聞きたいということになって、小森プロジェクトマネージャーから説明を、話したのが、学校に話したのが12月ですね。12月4日ですね。

そこから、その話から学校がそちらの方を検討を、行くことを検討し始めたということのいきさつがあります。

もう一つ、もう一点がですね、どうしても町の、先ほど言いましたように、国の分が出る部分ですけれども、ちょっとその予算のお金の仕組みを私はちょっとわからないところが多いんですけど、ある程度やはり議会の承認を、3月議会の承認を受けないとある程度表に出せないという部分も学校側もちょっと考慮したところもあって、なかなか保護者の方に早く伝えたいという気持ちはあったんですけども、そこをちょっとどうしようかっていうことのジレンマがあったと思っております。

アンケートの部分はですね、今後ちょっとアンケートについて、その前にという部分はですね、確かにそういう意見を聞く場があっても良かったんじゃないかという気持ちはあります。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

あのですね、やはり去年、昨年より今年はもう倍の金額の保護者負担ですよ。やはりそれをですね、もう決定する前に、その手順がですね、非常にお粗末であった。お粗末と言いますよ、私は。はっきり言いましょう、保護者の立場に立ってない。行政っちゅうのはそれでは駄目だと私は思っております。これ強い言葉で、やっぱり猛省をしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。その他全般、レジメ資料のその他のところに移ってください。

このレジメ資料の4番目のことに、安全面に関して、これは国家プロジェクトだから安心安全が万全というふうに書いてあります。保護者の方、本当に安心安全が万全と言えるのかどうか、そういった視点で質問をしていきます。

で、ですね、今年4月11日の教育新聞、教育新聞がですね、出ておりました。

教育新聞の一面の表ですけどね、教育新聞、これ私はパソコンから取ったやつですからインターネットで取ったやつを見てください。

大きく 13 日開幕の大阪・万博、教員や保護者が不安しかないと、批判って書いている、大きな見出し。そのこの記事を受けてですね、ちょっと質問していきたいと思うんですけども。

先ほど電車移動はバスに乗り換えたからそのリスクは消えました。しかし、しかしながら、雑踏している万博会場、私も今度インターネット調べました。小学生旅行と大阪・関西万博旅行という動画が 3 つぐらい出てきました。それをクリックして、全部背景、動画を見させていただきました。

その中でですね、もう先生たちが状況の変化に変わって、右往左往としている動画が配信をされておりました。状況どおり、想定どおり進むとは限りません。そういった中でお尋ねしていきます。

まず、万博会場の中で迷子が仮に発生した場合、処置対策はどのように考えてます。そういう迷子にならないための処置、迷子が発生した場合の処置、これについて教育長の説明を簡潔に、簡潔にお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

通常の学校が取る対策と同じだと思いますが、まず班別行動で行いますので班の中で一緒に行動をとるということで個別行動はとらない。万博会場に出る時には引率教師が必ず 1 人つくような体制を取るように指導したいと思っております。

もし、その中でもはぐれたということになると、もう後はインフォメーションを頼るということになると思いますし、もう一つはですね、もしはぐれたら、ここに来なさいというのをはっきり明示をしておく。最初に行った時にですね、行った場所、又は、メインがオランダ館なのでここに、もし迷子になってはぐれたらここに来なさい、誰かがいますというような措置を取るのが賢明かなと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

その学校も 6 名から 8 名ぐらいの行動で行動しておられたんですよ。行動しておられたにもかかわらず、もう子どもたちが、これ中学生ですよ、突飛もない行動を起こして、先生が慌てられたという状況の動画が流れておりました。

でね、私調べましたら、取る対策、教育長から出てくるかなと期待しとったんですけど、迷子リストバンドっちゅうのがあるそうです。そこにやったらその責任者にポンと伝わる。是非、これ情報収集されて迷子リストバンド、これを活用されたら行方不明になっているところを探しやすいと思いますので検討されてください。

次行きますよ。

修学旅行の時期は、先ほどから 9 月 10 日から 3 日間、まだ真夏ですよ、真夏。熱中症の児童が発生した場合、この処置対策はどういうふうに考えておられますか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

9月、まだ残暑が厳しいというのも予想されているので、学校も教育委員会もここを一番気にしておりました。

視察に、下見に行った校長の話を見ると、かなりリングが、リングの周り、木のリングの下にベンチがかなりあると。医務室もかなり用意をされていると。そういうことで健康面は気をつけられるという話を聞いております。

当然、子どもたちにも事前事後の事前の指導の中で対応策をきちんと取った上で臨むことになると思いますが、合同で行きますので養護教諭が2名添乗することになります。

そういう点ですと、普段よりもそっち側の対応はできるんじゃないかなと考えております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

救護所みたいなことを言っておられます。救護所は万博会場何か所設置されていますか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

現在のところ調べて、私は存じ上げておりませんが今、下見に行った校長の話だけを聞いてお答えしています。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

全部で8か所あるんですね。診療所3か所、応急手当所5か所あるんですけれども、これがですね、この前動画を見てたら、もう始まってから、その救護所の位置が変わっていたというのも報道されて。そして、救護所っちゃうのは、やはり多くの人が万博いますからね、殺到する可能性、救護所が、可能性があります。

その他に自分たちでできる飲料水とかそういうものをしっかり持たせる、こういった処置。水分を取らせるこういった処置もですね、是非取られてください。

次の質問に移ります。

これはですね、町長に対するちょっと質問ですけど、そもそも今回の修学旅行は、町の事業に対し、お茶のふるまいとか、そういうものを、児童を、良い言葉では活用、ちょっと品が悪い言い方をすれば利用したものではないかという声も、言われています。

であれば、職員さんは無料で、町の経費で行くわけですよね。児童がそういう、3日目は違うんですよ、大阪城見学となってますから、全てじゃないですけど、そういった町の事業に協力する児童であれば、あれば、私はその費用今4万円、国が4万円補助しているとあるんですけども、残りの2分の1、又は一定額、一定額を町が国の補助と相まって、町が補助すべきではなかったのかなと思っておるわけでございます。

今言ったように、倍額に昨年は2万円、今年は4万円、2万円程度補助される考えはないのかど

うか。町長の見解を。補助する、補助しない、検討する、この 3 つのうち、簡潔にお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、その補助をするっていうのはもう最初から予算がないとできませんので検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

是非検討されて、補正予算ですね、計上されてください。50 名ぐらいの児童数に 2 万円出しても 100 万円で済みます。ですね。

次の質問です。

慣れない万博会場、事前偵察に行かれる先生方は全部で何名もおられた。これから行く予定と併せて教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

事前に行ったのは学校から 1 人です。一緒にそこに一緒に行くであろう添乗員と一緒に回っております。今後の予定は今のところありません。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

その行かれた先生にですね、よくそのテーマ、今言った問題点、迷子とか熱中症対策ということですね、他の一緒に同行される先生方とリハーサルされてそういう事故が発生しないような処置対策を講じられてください。

次の質問です。

万博会場における支払いは、これレジメ資料に書いてあります。キャッシュレスと書いてある、キャッシュレス。お金使えません。

じゃあ、会場内における児童の買い物はどのようになっているんでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

キャッシュレスということを聞いておりましたので、学校としては WAON カードが一番適切だろうと。それを購入をさせる予定にしていると聞いております。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

今教育長言われて、やはり事前にプリペイドカード、児童生徒は使い方もよくわかってないかも

わかりませんからね。その辺の事前の教育が必要かと思います。

次の質問です。

今回の旅行にためらっておられる保護者の方がおられるそうです。

保護者の方から、今度その児童の方に何名ぐらい、そのクラスで何名ぐらいいるんだろうか、半数しかいない。これ本当かどうかわかりませんが、半数がなかったとしてもですね、行かない児童がおられたと、そういうことを掌握しておられます。確実に何名、54名の児童の中で何名行くच्छूूことを今、掌握しておられますか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

掌握はしておりません。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

是非、掌握されてください。

そしてですね、それが何名か、それが安全性によるものなのか、経済的なものによるものか、その行かない理由を把握されてください。

経済的な問題であれば先ほど言った町が補正予算組んで、後に一定額の補助が出ればですね、考え方を変えられる保護者の方がおられるかもしれません。

で、ですね、私は今回参加されない方の理由が、先ほど言った金銭的負担、それから安全性の問題があるとしたら、これ教育機会の均等、行かないという方がおられたらですよ、これは2名でも3名でもおられたとしたら、これ大変な問題だと思ってもおります。

義務教育、教育機会の均等性という視点からですね、先ほど、何回も言いますが、今回の修学旅行先決定の手順が適切だったのかどうかということで。これについてはですね、やっぱり先ほど教育長も若干問題があったच्छूूに言っておられましたからね。この回答は結構です。

で、今度は、仮に全員行かなかったと仮定した問題です。2名か3名行かなかった、旅行に。そうすると、修学旅行に参加した児童と参加しなかった児童の、修学旅行終わって帰ってきてから、帰ってきてからです。その児童の行動や心情の変化、これが非常に問題となってくるのではないかなと私は思っています。そういったことがないような、ないようにせんといかん。その点の事前処置、どのように教育長、もし、全員行けば問題ないですよ、行かなかった時の対応をどのように考えておられますか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

大石議員がおっしゃるとおり行かなかったということは、その子どもにとってはですね、今後の活動についてもかなりの影響を受けることだろうと思いますので、それはなくさなきゃいけないと思っております。

大石議員がおっしゃったように、ちょっと不安に思われている保護者の方っていうのは聞き及ん

でございましたので、学校にはどういう、どこをどういう点が不安なのかっていうのを丁寧にくみ取って、その不安を解消するような手立てをきちんととって説明をする必要があるということは話をしていると聞いたところです。

具体的にですね、どういうところが不安だという、大石議員が金銭面とか旅行の面っていうことはご指摘をいただいておりますので、安全面とかですね。そういうことについてやっぱり丁寧に保護者の方も子どもにもですね、話をする必要があるとは認識をしております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

いずれにしても今からですね、修学旅行の行き先を変更することはもう不可能だと私は思っております。

で、ですね、私が質問してきた色んな処置対策を講じられてですね、できれば児童全員がこの旅行に参加されて、安全で有意義な旅行になるような、やっぱり全員が参加するようにする方策をですね、是非追求されてください。1 名とか 2 名とか 3 名の方が参加されない児童がおったとしたら、ちょっと大変な問題になるのかな思っております。

で、ですね、教育長の質問はこれで終わるんですけども、私ちょっとやっぱり最近ぼーっとしてますね、介護施設のやつを質問していなかったんで、ちょっとフィードバックさせていただきたい。

介護報酬ですね、grace 事業所の事業開始や、事業開始ですよ、事業開始は昨年 3 月 1 日だったんですね。今、この問題が発覚したのは 4 月だったんでしょう、約 13 か月間のこの grace さんの事業期間でありました。

その極めて短期間での 350 万円に及ぶ不正請求事案。

このように設立して間もない事業所には、業務が適正に実施されているかどうかを監督し、行政指導、行政指導、これを行う必要があるかと思います。

今回の事案は匿名の情報提供により判明と新聞記事に書いてありました。

町当局として不正請求事案に至る前までに、その事業所に対して何らかのチェックや行政指導は行われていたのかどうか。行われていたとしたら、その時期はいつだったのか。時期はいつだったのか教えていただけますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

そもそものこの不正請求事案の内容なんですけれども、国の指定基準っていう居宅介護支援事業所を行うにあたっての指定基準、当然こちらを守る前提での指定申請を受けられているものと認識をしております。これを知らなかったということではないとこちらの方の認識でございます。

加えまして、この集団指導というものをこの行政指導の中で行ってはおりますが、法改正ですか、そういったことの改正があった時の内容の説明を、令和6年の10月17日に行っておるところでございます。

それとですね、実地指導、集団指導と実地指導というのがありまして、実地指導っていうのは、指定許可期間およそ6年ですけれども、6年のうちに一度行うことと、1回以上は行うことと、厚労省の指針にも定められておりますが、おおよそ本町では3年に1回の割合で行うことと、うちの方の内規で定めております。

ただ、しかしながら、今回の事業所はまだ6年の2月ですね、指定許可が2月1日、開所が3月1日ということでまだ3年経っておりませんで、令和8年度において実施する予定でございました。経過としましては以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

実地指導は3年、事業開始されてから3年以内にやると決まっているということはわかりました。

しかしながらですね、この事業所はたった1名でやっておられるんですね。従業員おりません。もう単独事業所です。

で、ですね、やはりこういったところはですね、3年とありますけれども、なるべく早い時期、やっぱり行政指導を行って、こういう不正請求が、事案が発生しないように指導されるように今後考慮してください。

次の質問に移ります。まだ時間がちょっとあります。

これのですね、処分がですね、処分についてお伺いしたいと思うんですけれども、今月1日から今年の11月31日までの6か月間、新規利用者の受け入れ停止とありました。その期間を過ぎれば、従前どおり再び事業再開ということでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

おっしゃるとおりでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

今回の行政処分はですね、介護報酬の返還、不正請求した350万円、もう13か月で350万、結構大きいですね。それに対する加算金の支払い140万、これはもう介護保険法で決まっています。100分の40加算金を与えるということが決まっております。指定効力の一時停止、これも6か月。

この3つでした。これ、バレたら、変換して済む問題なのかどうか。この仕事は町民の信頼が一番ですよね。

もう今約 30 数名の方がこの事業所にお世話になっている方がおられるわけですよね。その人たちのやっぱり心配च्छゅうのは、本当にこの人に委ねていいのかどうかというあれが起きませんかね、町長、いかがですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

お答えいたします。

確かにそういう心配になられると思いますが、この方はですね、本当に私たちが性善説で捉えれば、ものすごく法律も熟知されているんじゃないかなと考えておりましたので、今後はもう改めて改心っていうか、そういう形でやるという方針を受けておりますので、ここもまたなくなると今度介護を受ける方の困られる方の、町内もいらっしゃいますのでですね、そういう方も含めてこの完全な指導っていうか、町も完全にできるように目配りをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

これが最後の質問になります。

この件、もう私は確信犯だと思ってるんですよ。1 人でやってる、従業員がいるわけでもない、他の従業員がやったわけでもない。請求書等を改ざんをしてですね、不正に利益を得られました、まさに。

この行為はですね、私はちょっと調べましたら、2 つの罪があると書いてありました。詐欺罪、それから業務上横領罪。この罪が成立する可能性が高いという事案です。

なぜ警察に刑事告訴、告訴ですよ、されなかったのか。この理由を町長にお尋ねいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この事案につきましては、県と詳細の打ち合わせをしまして、今回この処分で行くということで決定をさせていただいたということでございます。

それでもう一点ですよ。

ちょっと遡りますけれど、先ほどの万博、子どもさんを利用してですね、お茶、何かそういうことをするんじゃないかという大石議員から発言がありましたが、一切そういうことはございませんで、オランダにはもう当然抹茶も輸出しておりますし、オランダ国内でもテーブル茶道とか、現にいただいているので、子どもさんを利用したそういう町の方針ということでは一切ありませんのでよろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

だから言ったじゃないですか。悪い言葉では利用、良い言葉で活用と言いましたよね、私ね。

でね、しかし実態問題としてそういうお茶を広めるということが児童が関わっていることは事実なんです。事実なんです。これはもう間違いありません。ですよね。

だから、当然関わるのであれば、先ほど言ったように国からの費用 2 分の 1、町からのあと 4 分の 1 を補助してもらって、昨年博多の費用、2 万円程度で済むような保護者の負担をなされれば、児童が全員参加するような方向に持っていった方がいいのではないのかなという私の教育長に対する質問でありました。

これが 1 名でも 2 名でも参加しなかったとしたならば、大ごとになると思うんですよ、私は。ここを、これは教育長と町長がよく相談されてですね、岡田町長はお金がつぱがつぱ出しよるじゃないですか、他のところにも、補助金。もう岡田町長はその点大したもんだと思っているんですよ。評価しております。

だからそういった児童にも是非補助金を検討されてください。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど教育長が言いましたように、子どもの教育のためのそういう体験でございましたので、一切私はそういうことを利用することはもうどう考えてないということを最後に申し添えます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

これで、6 番、大石俊郎議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 37 分）

再 開（午前 10 時 49 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3 番、構浩光議員の質問を許します。3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

先に通告していました 3 項目について質問したいと思います。

1、山林火災の対応・対策について

近年、多発している山林火災について、空気が乾燥し強風の吹く 2 月から 5 月頃にかけて多くの山林火災が発生する傾向があると言われていますが、地球温暖化において、いつ火災が発生するかわかりません。

山林火災は、たき火、火入れ、野焼き、タバコの不始末、放火の疑い等の人為的要因による出火原因が多く、ひとたび発生すると早期に拡大し、消火隊の立ち入りや利用可能な水利が限られてい

ることから、消火活動が困難な上、人命や家屋等を危険にさらすほか、貴重な森林資源を大量に焼失し、その回復には長い年月と多くの労力を要することになります。

山林火災の対応・対策及び消防団員の現状について伺います。

(1)3月定例会の折、団員定数が379人から342人に見直しがなされましたので、現在、従事されています消防団員数及び不足団員数を伺います。

(定数)本団：16、1分団：44、2分団：52、3分団：38、4分団：38、5分団：45、6分団：43、7分団：33、8分団：33。

(2)各分団は、地区の集会等に出向き団員の募集をしていますが、町としての団員募集の取組みを伺います。

(3)岩手県大船渡市の山林火災は、令和7年2月26日に発生し、4月7日に鎮火し被害面積は2900ha、住宅被害102棟、非住宅108棟で1名の方が亡くなられています。

山林火災が発生した場合、町としてどのような対策を取られるのか伺います。

(4)大船渡市の山林火災は、41日間消火活動をされています。消防団員の負担も大きくなり負担軽減対策として、町は協力団体との関係をどのように実施されるのか伺います。

(5)山林火災と言わず大火災が起こった場合、人海戦術だと思います。松浦市消防団も団員確保が課題と掲載されており、経験者を登録し、有事の際に活動の一部を担ってもらう機能別団員制度を活用されています。本町の場合、消防団OB団員及び地区住民へ呼びかけをされるのか伺います。

(6)山林火災は、手入れが行き届かない山林が増えていることが原因だと言われています。木々が密集しないように間引きする間伐や枝打ち、下草(雑草など)の刈り取りが行われなまま枯れ葉、枯れ枝、落葉などが燃料となつてたまり、燃え広がりやすい環境となっていますので、町有林及び分収林の面積、管理状況を伺います。また、山林を所有している方の指導を伺います。

(7)火入れ申請は何件ありましたか。

(8)火災拡大を防ぐため防火帯焼きの考えがないか伺います。

(9)防火・防災計画は、作成されているのか伺います。

(10)今後、山林火災の対応・対策をどのように計画されるのか伺います。

2 町道3路線の通学安全確保について

彼杵小学校校区の蔵本、金谷、本町、東町、橋ノ詰、下三根地区の生徒は、徒歩通学であります。通学時間が通勤時間と重なり、特に蔵本2号線、宿7号線、大野原高原線(一ノ瀬橋から国道34号間)は、国道205号の抜け道と34号の近道として利用されています。生徒及び歩行者の安全対策について伺います。

(1)蔵本2号線の現状は、宿6号線の分岐から蔵本の島田バス停付近の国道205号につながっています。車道幅は、車2台がすれ違いできますが、カーブも多く視界も悪く一部高低差があるようです。速度規制は、40kmとなっており30kmに変更及び「ゾーン30」に範囲の拡大ができないか伺います。

(2)宿7号線の現状は、朝7時から9時までは、名切踏切付近から国道34号への一方通行となっていますが、大村方面から来る車は、歴史民俗資料館の横の宿4号線を通り宿7号線へ右折し、幅員も狭い場所を通り臨港道路を国道205号へ通りぬけています。

大野原高原線は、一ノ瀬橋から国道 34 号まで延長 400m、幅員 4m しかなく、直線道路です。先般、離合場所を設置していただきましたが、宿 6 号線の幅員が広い道路を利用せず、狭い道路で近道として利用されています。この 3 路線は、速度 30 km、40 km のグリーンベルトが設置されていますが、制限速度を超過した車が多く、いつ事故が起きてもおかしくない状況です。町としての対応策を伺います。

(3) 宿 6 号線の本町公民館空き地付近にハンプ（凸部）が設置されましたが、インターネットで調べたところ、生活道路等においては、車の速度を時速 30 km にすることが交通安全対策として有効と記載されていました。

ハンプの上を速度 30 km 以上出した場合、通過すると衝撃による不快感があるため、ドライバーがハンプを事前に認識することで車の速度を抑えて走行するような効果が期待できます。ハンプ設置の効果状況と他の路線でも設置ができないか伺います。

(4) 今後「ゾーン 30」の範囲拡大計画はないか、また、「ゾーン 30」のメリット、デメリットを伺います。

(5) 小学校 1 年生の歩行中の交通事故が多く、交通事故のピークが 6 月と聞いています。要因としては、行動範囲が広がり、子どもだけで行動することが増えてきます。

また、「一人歩きデビュー」の時期であります。千綿小学校、彼杵小学校の 1 年生・2 年生の人数と朝は、集団登校ですが、学校の授業が終わり、学童施設や塾等に行かず、下校されている人数を伺います。

(6) 交通事故に遭わないように交通安全教育を十分行うことが重要だと思いますが、学校教育で交通安全教育を実施されているのか。実施されている場合は、内容及び対象年生、回数等を伺います。

(7) 下校時の児童への交通安全対策を伺います。

(8) 現在、集団登校においては、民生児童委員、老人会、交通安全協会役員、地区の交通安全委員、保護者などが見守りをしていますが、町としての取組みを伺います。

3、水道使用量 5 m³以下の単価設定について

東彼杵町第 6 次総合計画、東彼杵町水道ビジョンとの整合性を図りながら、上水道事業の現状と課題及び基本方針で安心して使える水道水の供給の維持等の水道事業戦略が計画されていますので、質問したいと思います。

(1) 長崎県内で 10 m³未満の 5 m³等、設定されている自治体はないのか内容を伺います。

(2) 基本料金 10 m³まで 1950 円ですが、高齢者一人世帯、公園、ゲートボール・グランドゴルフ場、墓地等は、1 か月 5 m³使用しないと聞いています。下水道料金同様に 5 m³以下の料金設定ができないか伺います。

(3) 水道使用量 5 m³以下が何件あったか伺います。

(4) 令和 8 年度経営戦略の事後検証、改定作業の計画をされていますので現時点で主な内容を伺います。登壇しての質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、構議員の質問にお答えをいたします。

まず、大きな1番目の山林火災の対応・対策についてお答えします。

1点目の消防団員数と定数の不足団員数についてお答えいたします。

本団・分団ごとの団員数・過不足数を申し上げます。

本団が定数16で団員が17、プラス1です。1分団が定数44で団員数39、△5。2分団が定数52で団員数40、△12でございます。3分団が定数38で団員数39、プラス1。4分団が定数38で団員数32、△6でございます。5分団が定数45に対しまして団員数42、△3です。6分団が43定数に対しまして団員数38、△5。7分団が33の定数に対しまして団員数32、△1。8分団が定数33に対しまして26、△7でございます。合計が、定数342に対しまして団員数305、△37となっておりますところでございます。

次に、2点目の町としての団員募集の取組みについてお答えします。

県から送られてきます団員募集ポスターを、毎年、役場や総合会館、地区公民館などに掲示をいたしております。

令和4年度からは、消防団独自のポスターも作成・掲示しているところです。

消防団に興味をもっていただけるよう、令和6年度の県ポンプ操法大会3位入賞の第8分団トロフィーなども総合会館に展示をさせていただいております。

また、令和3年度から、町内小学校へ出向いて消防団活動の紹介・講話を実施し、小さいお子さんにも「地域を守る消防団」について情操的な教育を実施しているところでございます。

次に3点目の町で山林火災が発生した場合の対策についてお答えをいたします。

山林火災が発生した場合も家屋火災等が発生した場合と同様、常備消防の後方支援として本町消防団と連携を取りながら鎮圧・鎮火に努めるようにしています。

先日、五島市で発生した山林火災では、県を経由し陸上自衛隊へ災害派遣要請がされたように、大規模火災となれば、県や国（自衛隊）、近隣市町などと締結している応援協定に基づき協力を要請することとなります。

次に、4点目の有事の際の負担軽減に向けた協力団体との関係についてお答えします。

長期間の消火活動となれば、本町消防団以外に応援協力を求める状況となります。常備消防の指揮系統下で、先ほどの応援協定に基づき協力要請した団体と連携を図り、消防団員の負担軽減を図ることとしております。

次に、5点目の大火災が発生した場合の対応についてお答えします。

本町は、平成21年度に長崎県下ではいち早く機能別団員制度、補助団員を取り入れています。

これにより、団員数の確保のほか、水災害等の発生時の初動体制や後方支援体制の整備等、熟達した経験や技術を後輩世代へと着実に引き継げる体制としています。

これまで消防団を退職された方が補助団員として再入団されるケースがほとんどであり、これからは広報紙等を通じて補助団員制度を広く周知しているところでございます。

次に6点目の町有林及び分収林の面積、管理状況、指導状況についてお答えします。

まず、町有林ですが、町直営林約79ha、その他約61haとなっております。

分収林でございますが、地区・PTA約228ha、県・林業公社約64haとなっております。

町有林の管理状況としましては、一部の町有林につきましては東彼杵郡森林組合と長期森林管理

施業委託契約を締結しており、郡森林組合の経営計画に基づき施業をされることになっておりますので、その他の町有林は管理が行き届いているとは言い難い状況であります。

現在、郡森林組合と委託範囲の拡大に向けた協議中でありまして、今年度中に契約を変更する予定でございます。

分収林につきましても、地元での維持管理が困難な状況になっている団体が多くなっています。

昨年9月の議会全員協議会において地元との分収契約解除について説明し、議員皆さまにご理解を得たことから、10月から契約解除について地元と協議をしてきました。1haあたり10万円で立木を買い取る提案をさせていただいたところ、全34団体中25団体で契約解除の申し入れがあり、解約合意書を取り交わしております。

分収契約を解除した後は、町で維持管理するのは困難でありますので、先ほど申しました、郡森林組合との管理委託の中に含めることで協議中でございます。

山林所有者に対する直接的な指導は行っておりません。毎年、林野庁・消防庁から送付されます「山火事予防」のポスターを役場庁舎内に掲示し、山火事予防意識の啓発を行っております。

また、県農林部から本町農林水産係への「林野火災に対する警戒の強化」等の通知は、防災交通係とその都度共有し、警戒に努めているところでございます。

次に、7点目の火入れ申請についてお答えします。

一般的な営農等で出た枯草を燃やす程度のことに関しては、町から許可は特に出しておりませんが、佐世保市消防局東彼出張所に、火災と間違われぬように電話、又はFAXを入れていただくよう区長会等を通じて周知をしてくているところであります。

なお、基本的に農林漁業者のやむを得ない焼却行為の一部を除き、たき火は法令上禁止されており、昨今の大規模山林火災等の原因がたき火であったこと等を鑑み、佐世保市消防局からは「たき火による火災への注意喚起」のチラシを受け、周知しているところでございます。

次に8点目の防火帯焼きの考えについてお答えします。

森林法上、火入れができるのは、造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地の改良に限られており、防火帯焼きの考えはありません。

次に9点目の防火・防災計画の作成及び10点目の山林火災に対する計画については、一括してお答えいたします。

毎年6月に開催している防災会議で地域防災計画を策定しています。その中の第7節に火災の発生を未然に防止し、火災による災害の拡大を防ぐため、「火災予防計画」として作成しているところでございます。

「山林火災に対応する計画」は、火災予防計画の中にも「林野火災予防」として記載しており、『山林、原野火災の予防のため消防体制の確立を図るとともに、次に掲げる事項を的確に指導、啓蒙し、火災を未然に防止するよう努めるもの』としております。4項目を掲げているところでございます。

次に、大きな2番目の町道3路線の通学安全確保についてをお答えします。

まず1点目の速度規制の変更及びゾーン30への範囲の拡大についてお答えをいたします。

速度規制の変更については、川棚警察署に確認したところ、地域住民等から要望があれば速度規制の協議は可能とのこととです。

また、生活道路における法定速度については、令和8年9月1日施行の改正道路交通法施行令により、60 km/h から 30 km/h に引き下げられる予定です。

そのため、法定速度引き下げ後は生活道路におけるゾーン 30 の拡大や新規設置は現時点で検討しておりません。

次に、2 点目の 3 路線の事故防止の対応策についてお答えします。

宿 6 号線は、国道 205 号から蔵本 2 号線との交差点までをゾーン 30 に指定し、大野原高原線（一ノ瀬橋から国道 34 号）まで及び宿 7 号線（下川橋から国道 34 号町民グラウンド入り口まで）については、警察が 30km 規制を設けられておりますので、現状における追加の対応策は予定しておりませんが、速度違反車両の情報提供を受けた場合は、その都度、川棚警察署へ報告するよう努めてまいります。

また、今後も警察や公安委員会と連携を取りながら実現可能な安全対策は引き続き検討してまいります。

次に、3 点目のハンプ設置の効果状況と他の路線での設置の件についてお答えします。

ハンプ設置の効果については、ハンプ設置後、隣接する住民から聞き取りましたところ、減速し通過しているとのことでしたので、一定の効果はあったものと思っております。

今後の計画につきましては、「ゾーン 30 プラス」の区域内であれば施工可能であり、国庫補助の対象となりますが、区域外になりますと施行不可となりますので、現在のところ検討しておりません。

次に、4 点目のゾーン 30 の範囲拡大計画の有無とゾーン 30 のメリット、デメリットの件についてお答えします。

「ゾーン 30」の範囲拡大計画は、質問の 1 点目で回答しましたとおり、検討しておりません。

「ゾーン 30」のメリットとしては、最高速度を時速 30km に規制するため、事故時の致死率が低減できる。歩行者や自転車の安全が確保される。自動車の速度が抑制されることで子どもや高齢者の通行がより安全になるといった点が挙げられます。

また、デメリットとしては、交通の流れが遅くなる。移動時間が長くなるということが考えられます。

5 点目以降は教育長に答弁をさせます。

次に、大きな 3 番目の水道使用量 5 m³以下の単価設定についてお答えします。

まず、1 点目の県内で 10 m³未満の水道使用量の単価設定地区の件についてお答えします。

上水道事業を行っている 13 市 7 町のうち、10 m³以下の使用量に料金設定がある市町は 12 市 6 町であります。

内容としては、大きくは 2 つのパターンがあり、1 つは『基本料金を 10 m³未満で設定、若しくは 10 m³未満で複数の段階で設定し、基本料金を超える分は超過料金として徴収している場合』。このパターンは 8 市 5 町が採用しております。

もう一つは、『使用水量に関係なく基本料金を設定し、使用水量に応じて m³単位の従量料金を徴収している場合』。このパターンが 4 市 1 町あります。

県下で 10 m³以下の単価設定がないのは、本町も含め 1 市 1 町となっています。

次に、2 点目の下水道料金同様に 5 m³以下の料金設定ができないかの件についてお答えします。

現在の料金体系は、基本水量を 10 m³と定め、基本水量までの使用料を基本料金として 1950 円、それ以上については、m³当たり 195 円の超過料金を徴収しています。

1 点目で答弁しましたように、水道料金の設定は県下各市町様々であります。水道料金は給水サービスの対価であり、給水に要する原価に見合うものでなければならないと考えています。

また、水道料金の算定要領では、水道料金は給水原価に見合うだけでなく、施設の建設、改良、再構築が可能であるように財政的基盤の強化を図りうるものでなければならないとされています。

将来的に給水人口の減少で収益は悪化し、施設維持に要する費用は増大していくことが明らかでありますので、経営の安定化を考えれば、収益の減少につながるも使用量 5 m³以下の料金設定は非常に厳しいと考えています。

料金体系を見直すうえでは、使用量が少ない段階だけではなく、すべての水量段階を対象として見直す必要があると考えております。

次に、3 点目の水道使用量 5 m³以下の件数ですが、令和 6 年度の 1 年間で 8,790 件ありました。全体が 3 万 9,029 件ありますので、約 22%を占めていることになります。将来的には、人口減少や高齢化が進み、この割合はさらに大きくなるものと予想しているところでございます。

最後、4 点目の令和 8 年度経営戦略の主な内容についてお答えします。

水道事業の経営戦略は、令和 6 年度に策定し、令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間を計画期間としています。

事後検証は毎年度実施することとしており、前年度の収支財政状況について、経営収支比率や料金回収率、有収率などの経営指標の目標に対して実績を確認し、検証を行ってまいります。

また、料金改定につきましては、客観的な意見を反映できるように審議会を設置する予定であり、関係条例を本議会に上程をいたしているところでございます。

令和 7 年度中に審議会への諮問、答申を経て、遅くとも令和 8 年 3 月の第 1 回定例会に料金改定の条例改正をお願いできればと考えているところでございます。以上、登壇しての答弁を終わります。教育長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

構議員の質問について、教育委員会所管に係る内容についてお答えいたします。

(5) については、構議員のご指摘のとおり、5 月から 6 月は、1 年生の交通事故が多いということは統計的に出ており、学校にも十分対策をとるように指導をしているところです。この点については学校もよく理解しているところです。

ご質問の授業後の下校時、学童施設や塾に行かずに下校する 1、2 年生の人数についてお答えします。

千綿小は 1 年生は 15 人中 6 人です。内訳は、スクールバスで 3 人、歩いて下校は 3 人です。2 年生は 15 人中 11 人。スクールバスで 5 人、歩いて下校するのは 6 人です。1、2 年生合計 30 人中 17 人が下校することになります。そのうちスクールバスが 8 人、歩いて下校が 9 人です。残り 13 名はすべて学童です。

彼杵小は 1 年生 30 人中 9 人です。内訳は、スクールバス 3 人、歩いて下校が 6 人。2 年生は 36

人中9人。内訳は、スクールバスで4人、歩いて下校が5人。1、2年生合計66人中18人になります。内訳は、スクールバス7人、歩いて下校が11人になります。残り48人はすべて学童です。

次に、(6) 学校での安全教室の実施状況についてのご質問にお答えします。

千綿小学校は4月16日、彼杵小学校は4月15日に交通安全教室を実施しています。両校とも1年生から3年生は公道を使った歩行訓練、4年生から6年生は、講話、運動場で実技指導を伴う自転車教室を行っています。指導に当たっては、両校とも交通安全指導員、川棚警察署のご協力の下、指導を行っているところです。ほか、下校指導や交通安全運動中には学校では安全指導を行っております。

次に、(7) 下校時の安全対策についてです。

まず、学校においては次のような対策を行っています。

1、地区別児童会において下校の仕方を確認する。地区担当より下校時気を付けることなどの指導をしています。

2、集団下校を年間6回実施する。

3、登下校の安全対策として、学校運営協議会長より民生委員さんや区長、学校運営協議会委員に対し見守りの依頼もしていただいております。

4、家庭訪問時、担任が登下校通学路等の危険場所の確認をしています。

5、スクールバス乗降についての指導を行っております。

6、こども110番の家、店の周知、利用の仕方の指導も行っております。

教育委員会としては、学校の指導を支援、指導するとともに、スクールバス利用地区を拡大し、下校の時の安全を確保しています。

また、彼杵小学校区においては、低学年で自宅に帰る児童において、スクールバス利用者には待機スペースを設け、高学年の兄姉を待ち、一緒に下校するようにしています。これは申込制ですが、現在4名の利用がっております。

こども110番の家・店の把握、旗など設置の支援を行っています。

次の、(8) 登校時の見守りについてです。町のことで、民生委員、学校運営協議会等各種会議の時にはご協力をいただいている方々に謝意を表しているところです。

町としての取り組みですが、あくまでも、ドライバーの安全意識やマナーの問題が一番大きいと考えておりますが、町としても、下校時においても地域の方が積極的に見守っていただいている地区もあり、集団下校時はかなりの方々が協力をいただいていることにも感謝をしているところです。

今年度より、スクールバスの利用を拡大をいたしました。今後、歩いて帰る児童の安全については、学校を通じて確認も行いたいと考えています。

また、各PTAに、通学路の点検、危険箇所のチェック等も毎年行ってもらっており、必要に応じて改善を関係機関と協議し実施をしているところです。

構議員がおっしゃった宿6号線ハンプもその成果かなと思っております。私も彼杵小校長時代に、あそこは非常に危険で、スピードが上がっていると危機感を持っておりました。4月の交通安全指導のおり、再度そこを見ておりましたけれど、かなり減った印象を持っております。駐在さんに確認をしたところ、かなり減りましたと。あまり時間が変わらない、国道を通っても。そのように感じているドライバーも増えたのではないのでしょうかというようなお話を頂いております。

川棚警察署や駐在所には、常に朝、下校時の見守りをお願いをしているところですが、パトロール、取り締まり等、毎年、これについても学警連に通じてお願いをしております。

また、オービス設置等についても、検討についてはお願いをしているところです。

先ほども出ておりました学校運営協議会や地区の役員さんの方々とも協力して今後もいきたいと考えているところです。以上、登壇しての答弁を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

まず、山林火災の方でお尋ねします。

分団員がですよ、減少していますが、各分団にですよ、団員募集のための各地区の、例えば 18 歳から 30 歳未満までの名簿の提供とかできないでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

名簿の提供は今のところちょっと考えておりませんが、各地区の分団、団員の方もいらっしゃるので、ほとんど交渉はされていると思うんですね。

ただ、どうしても少子化で意見を聞きますと、残ってる方がもう少ないと、学生の方を除いて、社会人もですね。

だから、もしそういうチャンスがあればずっと毎回お願いには行っているんだけどって話を受けておりますので、今のところちょっとなかなか上がらないのはもう限界に来てるんじゃないかと。ただ、私が住んでおります 7 分団蔵本、蔵本はまたちょっと定員数というか、それより増えます状況を聞いておりますので。

今ここに私が定数を申し上げましたこれは、各分団の定数はですね、もう全体の中のひとコマでございまして、そこにこだわらないということでございますので、全体の数でどう増やしていくかというのを今考えているところでございますので。

例えば、増えるところは、3 分団なんかは増えて、協力隊とか来られたときにですよ、是非お願いして入ってもらったり、役場の職員も女性職員、今度まだ団にも入っていただいておりますので。そういうことで、できればですね、そういう形で増やしていかざるを得ない。現実的に本当に子どもさんが少ない。対象者が少ないということです。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

私もですね、現在、橋ノ詰地区の消防後援会長をしております、4 分団の方からですね、団員がいなかったらということでお尋ねがありました。

私からですね、見てもですね、どこに誰が住んでいるのかわからず、できたらですね、例えば私ですよ、個人的にですよ、18 歳から 30 歳までの橋ノ詰地区だけのですよ、個人情報っちゃうか、団員のですよ、誰が住んでるっちゃうのは、例えば申請をすればできますでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

ちょっとこれまた検討しなくちゃわからないんですけど、最近個人情報が厳しくなりましてですね、色んな民生委員さん、区長さんとかも配るのにもかなり色んな状況の網が掛かっておりまして、なんでもらえんとかという話がございますけれども。

その辺は、先ほど言いましたように名簿じゃなくて、現実的に住んでおられる方が、近くに、近所におられれば大体わかっておられますので、そういう形で推進せざるを得ないと私は考えているところです。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

次にですね、6 月 1 日にですね、文化ホールで消防団の初夏研修会が開催されたと聞きましたが、講師は誰がされたのか。また内容とですよ、参加人数をお伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

講師はですね、佐世保市消防局東彼出張所の辻所長さんに講師をしていただいております、まず、無線の取り扱い方とか、それから山林火災、ちょうどそういうテーマになっておりましたので山林火災の取り組み状況についてですね、講演を受けておまして、大船渡の大火災や山林火災も説明を受けておりますが。全部で 129 名参加をされたという話を聞いております。

非常にポンプの水圧とかですよ、山は特にもう本当に風が変わってちょっと危険な状況でございます。非常に厳しいとりくみでなければいけないので、もしもの時はその山が燃えているところじゃなくて、それを、延焼を防ぐために周りに水をかけていく。そこら辺から迫っていくという方法とかですね、色んな具体的に勉強になって本当によかったなと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

研修に参加されたのは消防団員だけだったのでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

消防団員だけではなくてですね、議員さんもちっと傍聴というか、お見えになっていました、ちょうどですね。そういうことです。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

林野火災の研修ですよ、町長の感想をちょっとお聞きしたいんですがよろしいでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

林野火災、私も昔、川内郷ですかね、そこが山の時に非常に夜だったりした時には非常に厳しい状況です。なぜかという、そこまでポンプを上げるのにホースがものすごく延長がかかりますもんですからね。

だから通常ジェットシューターというか、袋を背負って団員がそのまま行かざるを得ないという状況もございますので。

本当に山林火災となればですね、まずは私は思っておりますのは、消防団員の自分の命をまず守っていただきたいということで、そういう大火災に、下から燃え上がった時は先ほど言いましたように、自衛隊、国県お願いせざるを得ないような状況になる。初期消火だけは行けるんでしょうけれども、それが下から上に山火事の時上がっていくので、十分注意しないと回り込みが非常に危険な状況になりますからですね。

だからそういう状況を今までの情報として、そういう消防団員の方も毎回毎回お話を聞いて、それからポンプのその水圧が上がっていけばものすごく落ちますからですね、そういうことの状況も勉強になったと思っておりますので。

まずは、団員そのものの命を守っていただきたいということが基本でございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

山林火災の最後の質問です。

今度ですよ、新庁舎は木造造りと聞いていますが、前もってですよ、材質の良い間伐材を使用される計画がないか伺います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私も、ちょっと議員さんが視察に行かれた所が大体木造でできたということを報告を受けて資料をもらっておりますので、できればその一部でもそういう木材をですね、間伐材も当然ですが、県山林ということでどうにか使う。

しかし、すぐには使えないので、大体の建築目指して乾燥をさせなくちゃいけないということを知っておりますので、そういうことと。あとは単価等も含めてですね、今、懇談会等も行っておりますので、わかれば総務課長いいですかね、木材の使用について。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

現在、新庁舎整備に係る振興懇話会ということで設置をいたしております。そこから既に答申が挙げられておりまして、町内産、県内産の木材を仕様に使うようにということでですね、装飾に使うようにということで答申がっておりますので、そういった形で今後進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

消防団員の整備、啓蒙、訓練等により私たち町民が安心して暮らすことができますので、町としても支援をしていただき、一番目の質問を終わります。

次に 2 番目の町道 3 路線の通学安全確保について質問します。

蔵本 2 号線ですね、速度 40 km から 30 km にスピードを変更した場合は、事故の軽減が図れます。

先ほど町長のお答えによれば地区の住民の要望があればできるっちゃうことですが、その回答でよろしかったんでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その地区の了解というのがですよ、ただ 40 から 30 にした場合、もしもの時にそのオービスとか地元の方が交通スピード違反とか捕まる可能性もございますので、そういうことを了解を得てないと勝手にできないということですね。

だから、私はですね、もうスピード制限もさることながら教育長も言いましたけれど、運転者そのものの人の自覚、これが一番大切だと思うんですけどですね。

本当に一度だけですね、蔵本 2 号線は家が接近していますので、ちょうど消防のパレードでしたけども、その時は低速で行ってましたからよかったですけど、まだ小学生 1 年生の方でしたかね、飛び出されて危なく衝突するところだったんですけど。もう 40 km 以下ぐらいでしたから止められたということになっておりましたので。

本当にですね、事故を起こした時には毎回申し上げますが、加害者も被害者も一生傷が癒えることはないんですね。

だから、なんとしても運転する人の自覚を私は、職員にも毎回申し上げておりますけれど、スピードに比例して事故の大きさが変わるということは申し上げておりますので、今後ともそういう形で、当然、スピード制限はしますけども、お願いに行きますけども、そういう形で進めていきたいと思っています。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

30 km にですね、こだわるのはですね、30 km で事故に遭った場合は軽傷で済むっちゃう情報が入ってきたもんですから 30 km をちょっと強調しました。

次に 3 路線ともですよ、スピード落とせの路面標示、またガードレール等にですよ、看板を設置することができないか伺います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

速度規制等をですね、しない、そういった注意喚起の表示については、町の方で施工は可能でございます。

現在のところですね、前回、前年度からちょっと要望が上がっている蔵本2号線沿いについては、イメージハンプですね、若干運転者にですね、視覚的に減速を促すような路面標示をちょっと予定をしているところです。部分的に予定をしておりますので、今年度それを設置してちょっと様子を見たいと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

先ほど課長が言われたのはあれですかね、幅員を狭く見せる破線を設定することで、速度減少効果が期待できますが、つうことですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういうことでございまして、都会の方にはですよ、何か狭く感じるような、段差があるような感じの方、視覚的に訴えるあれでまずやってみたいと思っておりますのでございます。

そして、先ほど構議員がおっしゃった、できれば昔の飛び出し注意とかですよ、もうできれば町で作ってこういう形を増やしていければなど、スピードを落とすような感じですね。その辺もちょっと検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

白井川踏切付近はですね、汽車通学の送迎車と通学時間が重なりですね、見守りの方がおられるんですけど、例えばですよ、送迎車をされる方についてのですよ、注意喚起とかはされないかどうか。されるかどうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

白井川踏切の送迎車ですかね、そういう形で、まずちょっと注意っていうか、全体的にですよ、その送迎車だけじゃなくて、そういう形で何らかの広報を町としてできる範囲でやってみたいと思っておりますので、運転のそういう送迎とかも含めてですね、広報か何かにも載せて啓発をしたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

ちょっと教育長の方に質問したいと思います。

授業のカリキュラムがはわからないですが、例えば学年によってはですよ、終了時間が一緒だった場合、例えば学年問わずですよ、集団下校っちゅう考えはお持ちでないでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

集団下校については、本年度、千綿小が年間6回、彼杵小が年間3回を予定しています。

集団下校をすると、構議員がおっしゃったように、下校時刻を揃える必要が出てきます。

現在の教育課程で見ますと、4年生から6年生までは毎日6校時、1年生から3年生までは学年によってちょっと若干変わりますが、5校時と6校時が混ざっております。

そういう点ともう一点が、高学年になると、社会体育、それから習い事に行く児童も出てきます。そういうことを考えるとですね、毎回集団下校っていうのは難しい状況です。

ただ、構議員がおっしゃるように、安全、集団下校の目的っていうのは安全面です。なぜ今でも回数は少なくともやってみるかっていうのは、いざというときに集団で帰る必要があるからです。

また、不審者とかあったりとかちょっと危険なものがあったりというときには、どうしても一斉に下校する集団下校を実施して日頃からその練習をする必要があるから、その体制づくりを行っています。一番はもっとどうしても非常に危険という時には、現在では引き渡しを行っているところです。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

もう一問教育長にお尋ねします。

先ほどから、自転車の教習もあっているみたいですが、児童生徒ですよ、自転車の許可状況はどのような感じでされていたのでしょうか。

私が小学校に行った時はですよ、自転車に乗って八の字の中を3回、はみ出せば駄目よとか、運動場の中ですよ、安全教室みたいな感じでですね、それに合格しなければ免許がもらえなかったんですけど、現在、どのような状況になっているのでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

現在、許可書っていう部分については発行はしておりません。自転車教室において安全に乗るやり方ということと交通ルールというのを教えた後、4年生以上が公道を乗れる、1年生から3年生までは庭とか広場で乗るように指導をしているところで、許可書というような発行は出していません。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

町長にお尋ねします。

昨年の9月同僚議員からですよ、蔵本2号線の質問の際、地域住民の要望があれば検討したいと回答されていますが、その後要望があったのか伺います。

先ほど建設課長の回答がそれだったのか併せて伺います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

要望はですね、大安議員がもう質問されて、地域の方も毎回やっぱり危険だと、スピードが出るものですからですね。

だから、先ほど建設課長が言ったように、今年度その試験的にまずハンプでやってみたいと思って、道路の表示のですね。だからそういうことでやってみたいと。

それと、先ほど言いましたように、飛び出しをもうちょっとこう注意喚起するような、目印みたいな表示ができないかですね、それも検討はしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

近年、児童のですね、事故等が発生していますので、学校関係におかれましては、交通安全の方を十分教育してもらってですね、交通事故がないように思いまして、次の3番目の質問に移ります。

まず、物価高騰対策としてですよ、水道の基本料金を無償にされ、町民にとって一番良かったと町長も言われていました。

今後、料金の値上げは私も避けて通れないと思ってますが、5㎡しない方にとっては大きな負担と考えられますが、再度町長の考えをお伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私の考えとしては、今までどおりですね、10㎡まで基本料でやりたいということで思っております。

5㎡いかない時、例えばコロナの時に基本料を減免をしたこともありますけれども、今の状況では水道も使用量もだんだん減っていきますし、先ほど言いましたように、子どもも数も少ないし人口も減っていく。その辺の可能性も含めて、現状どおり私は10㎡でいかせていただきたいと思います。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

今回、なぜ5㎡の検討をしたか、検討をしてもらうか伺ったのはですね、実はゲートボールをしている方がゲートボール場維持管理にとってですね、1950円の分の12か月になれば約2万ちょっと掛かるんですけど、その分がですよ、どうしても難しいっちゃうかですね、sonだけやっぱ払わんばとかなっちゃうことがありますて、特にゲートボールとかですよ、されてる方は病気にならな

いようにされてるものですから、その辺を加味してですね、ぜひ5 m³以下の設定をですね、お願いしたく今回質問させていただきました。

それから質問に入ります。

他市町調べたところですね、口径ごとの基本料金を設定されていましたが、本町もその検討はされるのでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

現在、本町は水道給水管の口径に関係なくですね、一律の料金設定にしておりますので、基本はそれを継続した形で今後料金水準の検討を行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

あと最後の質問です。

前回ですね、全協かなんかです、水道加入金の見直しを検討される方向かどうかですね。

今φ13が3万2000円、φ20が7万5000円となっていますが、この額はですよ、私が役場に入った時から金額が変わっていないようです。

ですので、そこのところを検討もよろしくお願いしたいと思っておりますが、町長の考えはどうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

ずっとこれでやってきてましてですね、今後またいろいろ問題点があれば検討してまいりますけれども、ちょっと水道課の方とちょっと意見を調整しなくちゃなりませんので、今後ちょっと検討してですよ、回答させていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

水道はですね、町民にとって必要不可欠なものです。水道事業戦略の計画の際、他市町の事例を参考にされ計画されることを期待し、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（浪瀬真吾君）

これで、3番、構浩光議員の質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 45 分）

再 開（午後 01 時 12 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2 番、児玉隆行議員の質問を許します。2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

皆さまこんにちは、2 番、児玉隆行です。

質問の前に 1 か所訂正がございます。

3 項目の教育行政について（3）、その段に SDGs を書かなければいけないのですが、G と D が逆に入れ替わっていますので、ちょっと気づきませんで、訂正をお願いします。

それでは、先に通告していた 3 項目について質問をいたします。

1、森林行政について

町の総面積は 74 ㎢、平野部が少ない本町の大半を占める森林は、木材生産のほか湧水や洪水を緩和する水源かんよう機能や山地災害の防止機能、この他にも二酸化炭素の吸収や野鳥生息の場など多面的な機能を持っています。

本町における山林の現状及び施業実績について質問します。

（1）国有林及び町有林などの公有林と民有林などの所有者別の面積をお尋ねします。

（2）昨年度の町有林の施業実績（下刈り、枝打ち、間伐等）及び民有林への助成の実績をお尋ねします。

2、入札・契約事務について

町が物品を購入する場合や民間企業に業務を委託する場合、道路や住宅の建設工事を行う場合など原則として入札が行われ、一番安い金額や有利と思われる条件を出した事業者と契約を結ぶことになります。

基本的な方式として、一般競争や指名競争入札、この他にもプロポーザルやコンペ方式などがあり、公平性と透明性を確保して執行しなければなりません。

そこで本町の入札・契約について質問します。

（1）昨年度の業種別の入札件数をお尋ねします。

（2）平均落札率をお尋ねします。

3、教育行政について

本町の教育行政について質問します。

（1）町立の小中学校すべてにおいてスクールバスが導入され、遠距離通学となる児童・生徒の通学手段が確保され、安全・安心な教育環境のレベルアップが図られました。

学校毎のスクールバスの乗車率を尋ねします。

（2）今年度の彼杵小学校及び千綿小学校の修学旅行は、4 月に開幕した大阪・関西万博が行先となっており、オランダ王国との文化交流などを通じて、子どもたちの国際理解、シビックプライドの醸成を図るとされています。

県内の小学校では稀な大阪・関西への修学旅行の意義と具体的な行程や活動をお尋ねします。

(3) 大阪・関西万博では県内の自治体で唯一「地方創生 SDGs フェス」に出展し、来場者に「AI キャリア教育」を体験してもらい、全世界に町の魅力を発信するとされていました。

学校教育の一環である修学旅行と 5 月に行われた AI キャリア教育は関連性があるのか尋ねします。登壇しての質問は以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、児玉議員の質問にお答えをいたします。

まず大きな 1 番目の森林行政についてお答えいたします。

所有者別の面積でございますが、長崎県の森林林業統計令和 5 年度の数値でお答えいたします。

森林面積約 3,954ha、国有林が約 766ha、公有林が約 207ha、これは県営林約 67ha、町直営林約 79ha、その他、町有林約 61ha となっているところでございます。私有林約 2,980ha でございます。これは分収林の約 292ha も含んでおります。

次に、2 点目の町有林の施業実績及び民有林への助成の件についてお答えをいたします。

令和 2 年に町有林 1 か所 1.9ha を施業した以降、町発注での施業実績はありませんが、直近では郡森林組合との長期森林管理施業委託契約に基づき、令和 4 年度に八反田郷の町有林 1.6ha の間伐が実施されております。

また、先ほど構議員の一般質問での際に申し上げました郡森林組合との委託範囲が拡大できれば森林組合の経営計画に基づき適切な施業が実施されと考えております。

次に、民有林への助成についてでございますが、個人への助成はなく、団体助成のみとなります。団体への助成実績は 2 つあります。

1 つは、里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金。これは森林多面交付金を使い、里山林や竹林の整備活用に取り組む組織の活動を支援しています。令和 6 年度は 6 団体が登録し活動されています。

もう一つは、森林経営管理制度によるものです。

手入れされていない森林が増加しているため、令和元年度から町が仲介役となり、森林所有者と林業経営体を繋ぎ、森林の適切な管理を進めております。

対象になる森林は、長期間にわたり管理が行われていない人工林・民有林で、林業経営に適さない森林を今後、所有者自ら管理することが難しくなることから、町に経営管理を委託し、町は森林組合などの林業経営体に再委託します。

町の年次計画に従ってエリア設定し、エリア内の森林所有者の意向調査を実施します。

町経営管理を委託したい森林を集約し、10 年間の契約で町が経営管理権を設定します。

町が保育間伐を実施、切り捨て間伐を行い災害リスクに強い針広混交林を育成します。

森林所有者の負担金はなく、町も国からの森林環境譲与税を財源に事業実施しているため負担はありません。

令和元年度から毎年度実施しており、意向調査を行った森林所有者の 7 割は、町へ委託したいということでした。

毎年度 7ha から 10ha 程度の保育間伐、保育間伐を実施しております。

令和6年度実績としまして、意向調査集積計画作成業務委託 423 万 5000 円、保育間伐 465 万 3000 円でございます。

なお、財源の森林環境譲与税、令和6年度の歳入は 1118 万 3000 円でございます。

次に、大きな2番目の入札契約事務についてお答えをいたします。

まず1点目の昨年度の業種別の入札件数についてお答えをいたします。

指名競争入札が 73 件でした。内訳は土木 34 件、建築 3 件、舗装 6 件、水道管 8 件、その他 8 件、業務委託が 14 件、これはコンサル業務 11 件、維持管理業務 3 件でございます。そして、一般競争入札が 9 件でした。内訳は物品購入 6 件、バス運行 2 件、調査アスベストの件ですが、これは 1 件でした。

次に、2点目の平均落札率についてお答えをいたします。入札不調や不落分を除いてお答えをいたします。

指名競争入札では、工事全体の平均落札率は 93.65%、最低制限価格を設定したものの中でございます。

業務全体の平均落札率は 90.73%です。一般競争入札が 87.25%、これも最低制限価格を設定したものの中でございます。

大きな3番目の教育行政については教育長に答弁をさせます。以上で登壇しての答弁を終わります。教育長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

それでは、児玉議員の質問3、教育行政についてお答えいたします。

(1) 学校ごとのスクールバスの乗車率についてです。

千綿小学校では 70.3%になります。全校児童が 101 名ですが、そのうち利用対象者数は 71 名になります。

彼杵小学校では 34.7%になります。全校児童が 213 名で、そのうち利用対象者数は 74 名です。

東彼杵中学校は 59.6%になります。全校生徒数が 156 名で、そのうち利用対象者数は 93 名となっています。

次に、関西への修学旅行の意義と具体的な工程についてです。

一般的に修学旅行の意義はいくつかあります。今では体験学習、探究学習の観点からも大切な学校行事、学習だと捉えています。

その上で、今回の関西万博への修学旅行の意義についてですが、議員のおっしゃるとおり、まずは国際理解です。小学校3・4年生から外国語活動、5・6年生では英語を学習します。

しかし、学んだことをなかなか生かす場ができません。そのような場を設定することが難しい状況があります。

しかし、今回のオランダ館での活動の際、参観された外国の方、オランダ館の方とはコミュニケーションを英語を使って取らなければなりません。これまで学習した英語を生かす場となり、ひいては学びの意欲を高める機会となります。

また、国際理解は異文化交流も大切な学習です。オランダ館等関西万博を訪れることで、多様な

国々の方々や異文化に直接触れることができるまたとない機会となります。

2つ目は、郷土愛やシビックプライドになります。

そのぎ茶を淹れて来場者にふるまいます。小学校では総合的な学習の時間を中心に、本町の特産物であるお茶を学習します。今回新たに、美味しいお茶の淹れ方についてゲストティーチャーを招き、さらに学んでいます。その時、子どもたちはそのぎ茶の美味しさを知ってほしいというおもてなしの気持ちを持って、これまで以上に感じるほど真剣に学んでいるところです。来場者の反応によっては、充実感を味わえるまたとない機会になるんじゃないかなと考えています。

そういう交流をすることで、日本の文化、本町への郷土愛を高め、シビックプライドを養う素晴らしい機会になることと考えています。

3つ目に、これまで学習したことを生かす場、発信力を高め、コミュニケーション能力を高める機会だと考えています。

学習の一環として、西南女学院大学の西原教授から英語で伝えるコミュニケーションの取り方について、6年生に講義をしてもらいます。

また、フリーアナウンサーの本宮沙樹さんからはわかりやすい伝え方について学ぶ計画をしているところです。

お2人とも子どもたちが関西万博に修学旅行に行き、パビリオンのオランダ館でそのぎ茶を淹れる体験をしますとお伝えしたところ、私にできることなら協力しますと快く引き受けていただいています。

4つ目は、探究学習の機会になるということです。

修学旅行を単独の行事や学習と捉えるのではなく、英語や社会、国語、総合的な学習を含めた教科横断的な探究学習としてカリキュラムマネジメントを行うことによって学習の広がりが期待できます。大きくはこの4つと捉えております。

また、これまで同様に修学旅行の意義も達成する場にはなると思っております。

行程については、9月10日水曜日から9月12日金曜日の二泊三日で行います。

現在の計画では、1日目は町内からバスで空港まで移動し、9時15分発で伊丹空港に行き、約12時ぐらいに関西万博会場に着くと思われます。会場で昼食後にオランダ館での会場の視察や、他会場を見学した後、16時30分頃には会場からホテルへバスで向かう予定です。

2日目が大阪市内からのホテルからバスで関西万博会場を訪れ、9時半から16時半までオランダ館でそのぎ茶を来場者にふるまいます。

両校それぞれ午前を担当するA班、午後を担当するB班の2つに分かれて対応します。対応しない班は別会場を見学することになります。

3日目は大阪城見学、なんば道頓堀散策をした後に、伊丹空港から13時30分発の飛行機に乗り、長崎空港からバスで16時頃には町内に到着の予定です。以上が、現時点での予定になります。

最後に、修学旅行と地方創生フェスとの関連があるのかというご質問ですが、関連性があるものではありません。

修学旅行は「TEAM EXP02025」プログラムで、日本国際博覧会協会が主催するものであり、内閣府が主管する地方創生フェスとは直接繋がるものではありません。

修学旅行は先ほど申したような目的で設定したものであります。しかし、小学校が修学旅行を中

心にカリキュラムを組み学習を進めていますので、地方創生フェスでも、東彼杵町の PR ビデオを作成し、地方創生フェスでも流してもらっています。

フェスの出展会場から各小学校、中学校 3 年生にオンラインで結んで、会場の万博の様子を繋いでもらってみたり見学もしております。

また、ふるさと教育、キャリア教育の教育活動に取り入れ、様々な学習活動をしていますので、大きな視点で捉えると繋がりを持っていると言えるのかもしれない。

本町は本年度より 3 年間、長崎県教育委員会のふるさと教育パートナーシップ事業の指定を受けました。11 月のふるさと月間で予定されていますパネル展示において、千綿小・彼杵小学校の両校は関西万博関連の学習活動の様子、成果を、そのパネル展で展示されることも予定されています。以上、登壇しての答弁を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

それでは、まず最初の森林行政についてお尋ねをいたします。

町内の半分以上が山林ということで大きな割合を占めてるんですけども、その中で町が直接管理する直轄林 67ha ですかね、この分の施業実績がほぼない、昨年はない、近年もあまりないということですけども、ということは町が植林して管理してきた今の山を把握されていないんでしょうかね、担当部所としては。というか、町としては町の直轄林、山は荒れてないですか、把握されますか。そこをちょっとお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町直営林が約 79ha でございまして、元々昔、林業が良い時には町もかなり枝打ちとか投入してましたけれど、こういう林業の停滞になってからですね、町も財源的に厳しかったんだろうと思いますけれども。

もう良い所は 60 年ぐらいなりまして、例えば道路が近くのところはですね、枝打ちもきれいに終わっている所もあるんですよ。だから結構大きな幹になってますけれど。本当に道がない所は、町がもう、私も町長になってからですけど、一切町で直営でしているところはないんです。

そういうことですね、非常に今後、そのまま枝が伸びてしまえばもう使える材木にはなれないという状況でございまして、本当に蕪とかですね、太ノ原の所の道路の脇はもう本当にきれいにまっすぐ伸びている所は非常に私も反省してるところでございまして、状況化ではそういうことでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

60 年、50 年の山というのは大変管理されていれば、道がかりが良くて搬出するのに費用がかからないのであればそれなりの金額に上がるかと思っておりますので、全て見てない状況であればですね、どこがいかもわかりませんので、状況把握は努めていただきたいということと、令和 12 年 2

月に開庁予定の新庁舎、午前中の質問でもありましたけれども、町産材の活用が考えられますので、積極的に状況把握を行うことを図っていただきたいと思います。

次に、昨年 10 月に買い取り希望の調査をされた分収林について改めてお尋ねしますが、買い取りの目的と何割、これもまた午前中質問ございましたけれども、面積とか、件数が応じられているのか。数値をお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

分収林の団体数が 34 団体ありまして、そのうち 25 団体が解約に合意をいただいております。

面積が、ちょっとお待ちください。およそ 78% 程度の面積になるかと思います。もう一度きれいに計算をし直してからお伝えいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

そもそもの買い取りの目的もお尋ねしてますので、そこを簡単をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

お答えいたします。

そもそも民有林も先ほど言いましたように林業経営が非常に厳しくなって、もう全然手をつけられない状況でございまして、当然、分収林も地域に土地だけ町で上がその地域の方だけで、もう売却しようにも今度売却、地域ですよ、売却されてもこの植林がもう不可能だという話をほとんど聞いておりますので、そういうことで、町がまず力を入れ作業計画に基づいてですよ、郡の森林組合でずっとお願いをしていって、もう少し手を入れて、どういう状況になるかわかりません、木材の単価もですね。一時は木材の、私が森林組合長をしている時は良かったんですよ、ものすごく値段が上がったこともありました、中国の何とかも来る前に輸出もしていましたけれど。状況がちょっと、経済状況見えませんので、とりあえず町が。

地域でその運営ができないと申しますのは、少子化も当然ですけども、高齢化になりまして、昔は本当に植林、枝打ち、除草、ずっと地域でされて、これだけ大きくなったんですけど、今後そういう、もう手を入れることはほとんど不可能だということでご意見を聞きましてですね、そうしたら、他所の市町もそういう公共団体で管理をしなくちゃいけない。

これは当然、今の人工林は災害にはあまり強くないんですけども、植栽していればなんとかです。

だから、その辺も含めて、もし町が伐採した時も、広葉樹、そういう里山政策にももっていける

かなと思って。そういう形で執っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

素晴らしい考えで事業を進められているのかなと思うんですが、この調査では代表の各団体ですね、代表の方大変苦勞されて回答されていると思います。世代が変わって、分収林自体を認識されていない後継者の方への説明であったり、遠方の方にいらっしゃる関係者への連絡とかですね。団体の意思決定のために短い時間で決断を、10 月からの短い時間で決断をされなければなりませんでした。

ある代表の地区の代表の方からですね、「4 月になっても 5 月になっても、役場から何の説明もないとぼってんどうなっとととやろか」ということで私に聞かれたんですけども、大変、何の説明もないということで不満に、憤慨されていたんですけども。この苦勞されて調査の回答された代表者の方への気遣いというかですかね、配慮というか、4 月の段階で予算がついたっていうのは我々説明はしたんですけども、その後なかったということなんですけども、現在手続きとか、買い取り希望を出されてた方に対する手続きとかの進捗はどうなっているのかお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この希望があったところはですよ、順次そういうお金の件でも契約とかそういうのを進めておりますので、詳細については、税財政課長へ説明させます。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

解約合意書につきましては、先週末時点で、先ほど申しました買取りを希望された 25 団体全てが提出をされております。残りの地区につきましては、もうそのまま継続して自分たちで維持していくということでございます。

買取りの金額につきまして、税務上の所得は何になるかというのははっきりしませんでしたので、先週税務署の方に行きまして協議をいたしまして、税金がかかる、かからないかということを含めて税務署と打ち合わせをしまして、個人に分配するのであれば雑所得になるということでしたので、ちょっとその旨も、もう一度地元の人たちに伝えて、誰にいくら分配したかというのを役場の方に提出してくださいということを伝えております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

その手続きとかですね、分配の方法もそうですけども、ちょっと丁寧に説明をしていただければと考えます。

森林行政の最後の質問になるんですが、森林のですね、森林が大半を占める本町ではですね、森林を健全に保つことが災害発生を未然に防ぎ、町民の安全や財産を守ることに繋がると思われます。

分収林と同様にですね、自治会や集落などが共同で植林されて管理を実施されています、これ、俗に言うんですかね、郷山っていうやつが各地区あると思うんですけども、これについても高齢化が進んでおりまして継続が困難な状況にあるという状況だと思います。

加えてですね、これまで畑であったり水田であった土地が放棄され、竹林であったり山に変わっている現状を踏まえて、この半分以上ある町の面積の半分以上ある町の山を守るための政策であったり、これまで以上の助成強化策が必要だと考えておりますが、この点について岡田町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かにこの東彼杵町は約 60%が山林なんです。もう面積はいつも申し上げておりますが、本土の町部で合併しなかった町では一番大きくて、川棚町の約 2 倍、波佐見の約 1.5 倍で 60%が山林ですので、今後町の生き残りをかけるためにもこの山の整備は絶対必要でございますので、森林環境譲与税とかですよ、そういう目的のために今から基金とかそういうのありますので、積んでお金を積み上げて、どうしても郷山で手入れがもうできないというときには、町がやっぱり何らかの手を打たないと荒れ果ててしまうんじゃないかなと考えておりますので、今後はそういう形で財源を作りながら対応させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

続きまして入札契約事務についてお尋ねします。

先ほどの数字をずっとお聞きしたんですけども、私ちょっと記入漏れというか、誤りがあった場合は訂正をお願いしたい中でお話をさせていただきますが、一般競争入札が 9 件、指名競争が、これをすみません、ちょっと数字を把握できてなくて、これが 5、60 件あるんですかね。

ということで、この指名競争率が入札が一番多いということで、この指名競争入札についてちょっとお尋ねしますが、指名競争入札のですね、入札をする場合の業者の数であったり、この業者を指名するっていうのは、誰がどのようにして決めるのかお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

要綱にありますので、工種であったり金額に応じて業者数を選定し、担当と私になりますけれどもこの業者でということになります。

1500 万以上になりますと、指名委員会がありますので、そこで業者の選定をしております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

大きな金額は指名委員会ということであれば、指名委員会の組織を少し説明をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

指名委員会が一番トップは副町長でございまして、まず担当の方からどういう方向で上がってくるのかを選びまして、業種によってですね、それを指名委員会で 1500 万以上は決定をすると。

ちょっと聞かれてないことなんですが、私はもう一切指名から入札まで一切タッチしません。契約の時、決まった後は私が責任をもって契約しなくちゃいけないのでそういう形にしておりますので、色んな事故を防ぐためにもですね、そういう形で進めさせていただいておりますので、よろしくお願いします。詳細は税財政課長に説明させます。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

すみません、先ほどちょっと訂正があります。指名業者につきましては担当と私で候補を決めて、その後、決裁を回して最終的に副町長の決裁で決めております。

指名委員会のメンバーですけれども、副町長と総務課長と私税財政課長と、建設課長、水道課長がメンバーでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

そうですね、金額に応じてとか格付けであったり、業者の数というのは要綱で定められているかと思うんですけれども、少し、ちょっと角度が違う方向の話で、この指名業者を、例えば 5 社なり 10 社なりで入札をしますっていうのは要綱に定められているということであれば、そのうちの昨年度でいいんですけれども、指名業者 10 社のうち、例えば町内業者、町外業者、混在した入札っていうのは、全体のうちのどの程度あったのかお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

入札に絞りますと昨年町内のみがですね、73 件中 40 件が町内のみです。

町外のみというのが、73 件中 18 件で、混在したやつが 73 件中 15 件が混在した入札でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

すみません、最後のところ、ちょっと私混乱したので、もう一度数字をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

競争入札が全部で 73 件ありまして、町内業者のみの入札がまず 40 件です。町外業者のみの 18 件で、混在した入札が 15 件でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

町がですね、公費を投入して発注するのであれば、誰が考えても町内の事業者を受注していただいた方が、雇用の安定であったり税収増にも繋がると思われるんですけども、災害時・緊急時の対応というのは、誰が行うんですか。

町内の事業者を優先するような規則、先ほど要綱ということだったんですけども、要綱に少し変更されてはどうかという、これは提案なんですけども、町外のみ件数が 18 件ということであればこれは町内の事業者がやれるものではなかったと。

町内町外混在するのであれば、当然町内事業者ができると。

これは例えばの話ですが、10 件入札事業者を 10 件入れんばいかんときに 7 社町内があって、足りないから 3 件町外を入れると。10 件を入れんといかん。そうしないと競争性が保たれないということだぶん数を増やされていると思うんですけども、これ 7 社でも、これ仮の数字ですけど、ある程度複数の応札があれば、競争率っていうのは保たれるのではないかなと考えるんですけども、極端にはできないと思うんですけども、町内事業者を優先するような考えを検討していただくわけにはいかないのかというご提案です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私もそう思っております、町内でできるなら町内でやりたいんですけども、その今の要綱とかで業者数が決まっておりますので、その辺はまた、ちょっと検討してみなくちゃいけませんけども。

例えばですね、東彼杵町内にはその業者数がそこまで多くないものですから、ものすごくまた 10 社、12 社ってなった時に足りない時には、もうやっぱり町外も入れてしていっておるんですけども、今、児玉議員がおっしゃったように、できれば町内で事業を受けていただいたほうが税金も町に入ってくるものですから、私もそう考えておりますので、今後その要綱とも照らし合わせて、ど

ういう数の配分の仕方がなれるかですね。

その辺がありますけども、あとまた公正取引委員会とかのあれがありまして馴れ合いになっては入札は事故が起きる可能性もございますからですね。そういう形で、今後検討させていただく。今回ちょっと即答ができかねますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

そこはですね、比率の割合であったり、全てをとということではないんですけども、検討していただくということでお願いしたいと思います。

それでは次にですね、入札におきましては必ずしもですね、先ほど、入札の話ですが入札においても必ずしも安い事業者が落札ということではございません。

ダンピング受注の防止であったり工事の品質確保など品確法ですね、など、様々な理由から最低制限価格というのが導入されています。この最低制限価格の決定方法、うちでの決定方法をお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この最低制限価格はですね、今、こっちの事務所で最初決めますけども、その後応札が終わった後に、皆さんが業者の方がいらっしゃる前でまたランダムにその最低価格を出しておりますので、また公平にできるんじゃないかなと。だから事前に漏れようもないし。入札が終わった後に、そこで公開ランダムですので、最低制限価格が入札が終わった後にわかるということでございますので、そういう形で進めております。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

それはこの間ですね、この間と言いかたありますが、県内の某自治体で官製談合防止法違反による事件が、本年ですね、発生したということで、先ほど岡田町長もおっしゃいましたけれど、指名とか私は一切関連していないですよということに改められたと思うんですが、そのことはもう大変いいことだと思うんですけども、入札後にランダムを入れられるということなんですけども、他の自治体ではですね、その後、例えば事業者が、参加事業者がボタンを押してランダムを出すっていう場合もございます。

うちの場合は、うちの場合、東彼杵町の場合は、全て公開ではなくて一部ランダム、一部ランダムが最初にかかった後にランダムがかかるということなので、全てがオープンではないんですよ。

最終的な額のランダムは、当然、皆さんの前で職員さんなのか、押す方を私見てないのでわからないんですが、担当職員であったり課長であったりがボタンを押してランダムをされるんでしょうけども、そのもう 1 個前のランダム、2 段でランダムがあると思うんですけど、そちらの部分というのは、当然入札前に行われていて、県内某自治体の件はランダム一発で、一発で出たランダムで最低制限価格があって、最低制限価格に近い金額が漏れたことによってこういう問題が発生してま

す。

最後は公開と言いながら、その事前の前のランダムというのが、当然発生するんですけども、それをまず町長ではないことなので、他の方が押されるんでしょうけど、そこから入札までの時間というのがやっぱりあるんですよ。1回、当然最終ギリギリの金額がわかるわけではなくても、近い数字が漏れる可能性、うちの町でそれがあつてるとは当然思っていないんですけど、全てを公表とであつたり、透明であつたり公正ということであれば、そういうことをやっている自治体もあるんじゃないかと思うんですが、県内の例えば他の自治体では、全てランダムオープンなのか、一部オープンなのか、そこがわかるようであればお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

ちょっと今調べておりますけれど。

実は、今、その予定価格とですよ、最低制限価格の幅が本当に厳しくてですね、知ろうが知るまいが、業者の方がおっしゃるんですよ、宝くじと一緒におっしゃるんですよ。本当にボタン一個でクリック、何回かクリック、それもそうですけれどね。

その辺はですね、もう業者の方はほとんど、単価も全部今公開されてわかっておられますので、その辺をですね、もう本当にどこまでやれるか。

そうしたら、もう役場が一切タッチしないでそこで全部した方がいいんじゃないかなと私は考えるんですが、そこはちょっと無理じゃないかなと思っておりますので、私は今の段階ではそういう形をやらざるを得ない。

ただ、入札っていうのは、もう本当にその当日のギリギリで予定価格も出されておりますし、それで空くのがどのくらい、1時間ぐらひはあると思うんですけども、すぐそこで、会場が総合会館になっておりますので、そういう形になっております。

今ですね、私がちょっとう考えていますのは、今誰かが教えようが教えまいがすべてそのチェックをされればわかるそうですね、その時間帯に。そういう番号は変えていてもわかるそうでございますので、たぶん、もう今職員もそういう形ではできないと思って、私は思っています、本当に不可能だと。

今度の事例もやっぱり電話かけて、電話の、そういうあれでわかったということでございますものですからね。

だから、1回こっちでするのも向こうで公開ランダムをするのもですよ、そういう形でやれば、もうたぶんそういう形で公平にできるんじゃないかなと私は考えてるんですが、もうそういう先ほど言いましたように、私がもう一切そういう事故を防ぐためにタッチをしてませんので、そういう形、今後またどう考えるかですね。税財政課長に説明させます。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

先日、県の会議があつた時に資料をいただいているんですけども、その資料の中に、公開ランダム係数というか、公開と確実に書いてあるのが7自治体です。公開と書いてなくても公開して

いるかもしれませんが、いただいた資料に公開としてあるのが7自治体です。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

2番、児玉隆行議員。

○2番（児玉隆行君）

さっきの7自治体については、これは県内市町21のうちの7自治体が公開ということよろしいでしょうか。残りの自治体は何て書いてあるんでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

県内の21の中では7自治体が公開ランダム係数ということでしてあります。

他の自治体もランダム係数を乗じるって書いてあるんですけども、それを公開するのか、非公開なのかというところまでちょっと書いてありませんので、ここはまた調べまして、後もって報告したいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

2番、児玉隆行議員。

○2番（児玉隆行君）

この入札契約事務についてはですね、疑ってるわけではないんですよ、当然。なんですけど、そういうことがあったのであれば、この際、すべてオープンにするのがやっぱり一番良いのかなということで今回の質問にします。

通常、細かな数字言いすぎるのかもしれないですけど、92であれば、ランダムの中で92から93ぐらいをランダム係数をかけて、その中での最低制限価格があって落札者が決まるということになるはずなんですけど、これを2回するというのであれば、例えば92.5からが1回決まって、その先がもう1回決まるという、たぶん2段階の数字になるかと思うので、最初にその数字があること自体が、入札前にあること自体が私は問題ではないかなと思ってますので、すべてオープンのほうがあとはきれいになるのかなと考えておりますので、指名委員会であったり、先ほどの業者数であったり、そこも含めてですね、一度役場内部のほうで検討されたらどうかなと思います。

続きまして、3番の教育行政について質問いたします。

先ほど生徒数によるスクールバスの率、乗車率をお尋ねしたんですけども、それからもう一つ絞ってですね、バス、今年度から千綿小学校は3台のバスが、28人乗りが3台ですかね、23人掛ける3台分がバスの定員になるかと思うんですけど、バスの定員による通学する場合の乗車率、満タンなのか、半分なのか、どの程度各学校別にどの程度の率で、バス停による率をお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

各学校でのですね、バスに対する利用率というところでございますが、まず千綿小学校におきましては、対象者 71 名に対して乗車実績が 70 名ということで、98.6%になります。

彼杵小学校におきましては対象児童数 74 人に対しまして、利用実績が 72、97.3%になります。

東彼杵中学校におきましては、対象者数 93 名に対して 91、利用率が 97.8%というような実績でございます。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

すみません、さっきの確認ですけども、バス定員が 100 であれば 100 に対して乗る生徒が 70 人であれば 70%という質問をしたつもりなんですけども、バスの定員に対する生徒の数、これをさっきはお答えじゃなかったと思いますので、改めてお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

大変失礼いたしました、申し訳ございません。

乗車定員数ですね、千綿小学校が 84 名に対して、先ほどの対象者が 71 というところでございます。

そして、彼杵小学校におきましては、乗車定員数が 82 名でございます。に対して対象者が 74 というようなところでございます。

東彼杵中学校になります。乗車定員が 110 名に対して、対象者が 93 名というような状況でございます。大変失礼いたしました。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

数値はありがとうございました。

今度ですね、バスに関してなんですが、複数、複数の保護者からですね、これは千綿小学校なんですけども、バスの区域であるがために、バスの利用を強く勧められたと。本来は運動であったり別の理由で歩かせたいとけど、まあしょうがないねという話を 1 人ではなくて複数ですね、ちょっとお聞きしています。

多額の費用を投じて運行しているスクールバスですので、安全面であったり費用対効果を考える

とですね、当然バスの区域であればバスに乗ってくださいということは当然理解できるんですけども、今後保護者であったり児童生徒がやっぱり歩きたいということがあった場合、これは変更することが可能でしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

まず、バスの利用につきましては、規則等で対象地区ということを決めております。その対象地区であれば乗車としてもですね、対象者として挙げておりまして、その後ですね、保護者の方から、利用申し込みということで頂いていますけれども。

先ほど、若干数字の差異がございましたけれども、保護者の都合によってですね、結果的に利用されていないところもございます。

今、児玉議員のお話にありましたように、地区によっては全体的にですね、ひとつ、千綿小学校の例でいきますと、1 km以上を対象地区としましたので、その本当ははざかいですね、1 kmをちょっと超えたぐらいの所を、地区においては、もうそのぐらい歩かせていいんじゃないかというご要望も頂きましたが、ただ、今お話があったように、やはり何のためのスクールバスの設定なのか。また、いわゆるそういった費用対効果も含めてですね。

ということで、確かに保護者の方には、趣旨、スクールバスを導入した趣旨ということを丁寧に説明したつもりでございます。結果、その対応については、地区の皆さんで協議をしてくださいと。A 君は乗って B 君は乗らない。B 君が結局ですね、保護者の判断でですね、それが乗られてないということがあってはですね、やはりそこにまた子ども間の色んな不公平感なり、色んな課題、問題点も生じる可能性がありますので、やはりその点は地区全体でそういったことを判断して利用申し込みをしてくださいというようなことはお話をさせていただいております。

教育委員会としましては、やはりスクールバスの導入目的に沿ってですね、利用者を確保していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

わかりました。

残り、スクールバス、もう一つですね。スクールバスの今後の運営につきましては、この先ほどバスの定員のうちの何名が乗ってる、生徒のうち何名が乗ってるということをお聞きしましたけれども、将来の児童生徒数の減少が考えられるんですけども、生徒数が極端に減ると当然バスの空きができるということになるんですが、5 年後であったり 10 年後っていうのをどのような数字で予測されて、予測、若しくは推計・数値出されているようであれば、これはもう町内全部で構いませるので、小学校・中学校わかるようであれば教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

児童生徒の推移につきましては、以前導入時のですね、中でも試算をしてお示したところがございしますが、さらに先のことを推測がですね、いたしますと、児玉議員ご指摘のようにですね、現在 470 名の児童数、生徒数がおりますので、これが 5 年後ですね、なりますと 417 名ということで、53 名の減少になります。

さらに 10 年後を予測しますと、108 名の減というようなことで児童生徒数の減少というのが出てまいります。

ただ、スクールバスの利用にあたりましては、一番早いもので平成 28 年に彼杵小学校におきまして、大楠・音琴の統合によりましてですね、導入をしたところから始まっております。

そこに当時に導入したバスもですね、もう更新の時期をきますので、いわゆる、バスが現在 14 台になりますが、今後児童数の減少に合わせてですね、更新するのか、既存の路線を見直して、そのある台数の中で回していくのか。ここら辺が検討といえますか、色んな推測をですね、立ててやっていく必要があるかと思えます。

ただ、路線変更につきましては、若干子どもの登校が早くなったり、又は学校の登校の時間をですね、調整ということも色んな課題がありますので、これはやはり委員会だけじゃなくて保護者のご意見、又は学校との調整ということを踏まえながらですね、ロスのないスクールバスの運用ということに努めていきたいというふうに考えております。委員会としての今の見解は以上でございます。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

それではですね、最後の質問に入ろうかと思います。時間の方もございませんので。

私は 5 月 28 日の初日にですね、地方創生 SDGs フェスで町のブースを拝見させていただきました。

千綿小学校の窓から見える景色であったり、町の PR 動画っていうのはですね、多くの人に、多くの人に見ていただいてですね、一定の成果は今回の部分についてはあったのかなというふうに感じております。

加えましてですね、小学校が万博の修学旅行に行くということについてちょっと賛否もございしますが、町内の小学校 6 年生が世界の文化であったり、最新技術に触れるということで、子どもたちのためには大きな財産になるということをも期待しているところでもありますけれども、先ほど二つの教育について関連は直接ないということで教育長からお話があったんですけども、そもそも町が目指す AI キャリア教育、そもそものっていうのは具体的な目的と、今後どのように町が展開してい

こうと考えているのかということをお答えいただいて、最後の質問といたしたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（山口厚君）

ご質問にお答えします。

AI キャリア教育についてですね、これ、まず教育委員会が主導してやっている目標ではございません。

ただ、教育委員会として、学校と一緒にやる地域のキャリア教育を考えておりまして、その点についてですね、町が考えられているのは、子どもから、生まれてから大人になるまでの長いスパンの中のことを考えられていて、その中心になるのがやっぱり学校教育。学校の小学校・中学校までの9年間、その中でAIを使いながら、その人に合ったデータの中でAIを使ってふさわしい職業とか、こういう職業ありますよっていうことをお示しして、子どもたちに選択肢の幅とか、将来の目標をつかませようというのが目的でありますので、そういうこと自体、ただまだ未完成、まだ計画の段階でありまして、費用の面とか色んな問題もある現状においてまだ課題があるっていうのを認識しております。

ただ、教育委員会としてはこの9年間の中でですね、キャリア教育を進めていく中で、そのようなデータを活用した子どもたちの未来の部分についてはやっていこうと思っておりますので、今後、それを含めた目標になればいいなというところを考えている段階です。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

これで、2番、児玉隆行議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会（午後2時13分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 浪瀬 真吾

署名議員 大安 義和

署名議員 児玉 隆行